

全国健康関係主管課長会議資料

平成 2 6 年 3 月 4 日 (火)

於：中央合同庁舎第 5 号館 低層棟講堂

厚 生 勞 働 省 健 康 局
水 道 課

目 次

1. 水道施策の推進について

- (1) 平成26年度水道関係予算（案）等について 1
- (2) 東日本大震災からの復旧・復興 3
- (3) 浄水発生土の放射性物質汚染への対応 4
- (4) 水道施設の耐震化等の推進 5
- (5) 消費税率の引上げに伴う水道料金等の取扱いについて 6
- (6) 水道事業認可・事業評価等について 7
- (7) アセットマネジメントの推進について 8
- (8) 新水道ビジョンの策定・水道事業ビジョンの作成状況 9
- (9) 給水装置・鉛製給水管の適切な対策 10
- (10) 水道の国際展開への取組（水ビジネスの推進） 11

2. 水道計画指導について

- (1) 水道の広域化について 13
- (2) 水道の官民連携について 13
- (3) 水道事業者等への指導監督について 14

3. 水道水質管理を巡る最近の状況について

- (1) 水道水質基準等の見直し 15
- (2) 水質事故・健康危機管理 15
- (3) 耐塩素性病原生物対策の充実 17
- (4) 水質管理の徹底 17
- (5) 貯水槽水道について 19

1. 水道施策の推進について

(1) 平成 26 年度水道関係予算（案）等について

水道は災害時においても安定した給水を確保することが求められるライフラインであるが、全国の基幹的な水道管の耐震適合率は平成 24 年度末で 33.5%と依然として低い状況にある。

また、全国の水道施設は高度経済成長時代の 1970 年代に集中整備され、更新時期を迎えつつあり、今後、老朽化した施設の更新需要が急増することが見込まれており、水道施設の耐震化・老朽化対策を推進することが喫緊の課題となっている。このため、災害時でも安全で良質な水道水を供給し、将来にわたり持続可能かつ強靱な水道を構築するため、平成 26 年度予算案では水道施設の耐震化・老朽化対策を推進するために必要な経費を計上している。

① 公共事業関係（水道施設整備費）

平成 26 年度予算案は、平成 25 年度補正予算と平成 26 年度当初予算案を一体的に編成している。平成 25 年度補正予算と平成 26 年度予算案を合わせた水道施設整備費は、他府省計上分を含めて平成 24 年度補正予算と平成 25 年度予算を合わせた 733 億円と比較して 135 億円増額の 868 億円(118.5%)を計上している。内訳は、簡易水道施設整備費に 275 億円(対前年度 30 億円増額：112.3%)、上水道施設整備費に 436 億円(対前年度 37 億円増額：109.3%)、東日本大震災などの災害復旧費に 157 億円、その他指導監督事務費などに 9 千万円となっている。災害復旧費 157 億円を除いた場合、対前年度 67 億円増額の 711 億円(110.4%)となっている。

東日本大震災の災害復旧費については、各自治体の復興計画で、平成 26 年度に復旧が予定されている施設の復旧に必要な経費について財政支援を行うため、復興庁に 149 億円を一括計上している。

○平成 26 年度予算案の概要

(単位：百万円)

区 分	平成24年度 補正予算額 + 平成25年度 予 算 額 A	平成25年度 補正予算額 B	平成26年度 予 算 案 C	平成25年度 補正予算額 + 平成26年度 予 算 案 D =B+C	前 年 度 増△減額 E =D-A	対前年 度比率 (%) F =D/A
水道施設整備費	(30,049) 73,294	46,091	40,730	86,821	13,527	118.5
簡易水道	(12,383) 24,451	13,612	13,853	27,465	3,014	112.3
上水道	(17,666) 39,892	32,077	11,513	43,590	3,698	109.3
指導監督事務費	57	0	57	57	0	100.0
補助率差額	10	0	1	1	△9	10.0
調査費等	32	0	33	33	1	103.1
災害復旧費	350	402	350	752	402	214.9
東日本大震災	8,502	0	14,923	14,923	6,421	175.5
災害復旧費・東日本大震災を除いた場合 水道施設整備費	(30,049) 64,442	45,689	25,457	71,146	6,704	110.4

注 1) : 厚生労働省、内閣府（沖縄）、国土交通省（北海道、離島・奄美、水資源機構）、復興庁計上分の総計。

注 2) : 上段（ ）は平成 24 年度補正予算額の再掲

なお、例年お願いしているが、公共事業については経済対策という側面からも早期の契約締結が求められており、補助事業の上半期内の契約締結について適切なお配慮をいただきたい。

② 非公共予算関係

- ・水道施設再構築計画策定支援事業費（0 百万円 → 7 百万円）

人口減少社会に対応した水道施設の再構築を図るため、水道事業者への技術的支援として「施設再構築（強靱化）計画策定の手引き(仮)」を示すことにより、施設規模の縮小を前提とした施設再構築の促進を図る(事業期間：平成 26 年度～27 年度)。

- ・水道水質管理ベンチマーキング推進事業費（0 百万円 → 5 百万円）

安全な飲料水の安定供給を確保するため、ベンチマーキング手法を用いた水質管理業務の評価手法を策定し、水質管理水準の向上を実現する(事業期間：平成 26 年度～28 年度)。

③ エネルギー対策特別会計

・上水道システムにおける再エネ・省エネ等導入促進事業（環境省計上）

<低炭素価値向上に向けた社会システム構築支援基金（94 億円）の内数>

水道施設の更新等において、インバータ等省エネ型の設備や末端配水圧力の適正化設備、未利用圧力を活用した小水力発電設備等の導入を支援し、水道施設における省エネ・再エネ導入を促進する。

(2) 東日本大震災からの復旧・復興

①水道の被災状況

水道施設については、総断水戸数 257 万戸に及ぶ大きな被害を受けたが、津波の被災地域や東京電力福島第一原発の事故による避難指示区域を除いて復旧はほぼ完了した。今後、高台移転などの新たなまちづくりとともに水道の復興が本格化する中で、こうした地域の水道の復興を支援するため、引き続き復興予算の迅速な執行に努めていく。

②水道施設の復旧・復興

国の東日本大震災に係る水道施設等の災害復旧事業については、従来の災害復旧費補助金交付要綱とは別に、「東日本大震災に係る水道施設等の災害復旧費補助金交付要綱」を制定し、補助率の嵩上げ等の特例措置を定めて実施している。加えて、東日本大震災により被災した沿岸部の水道施設等に係る災害復旧事業であって、被災自治体の復興計画が策定中のため復旧方法を確定することができず、早期の災害査定の実施が困難な場合においては、災害査定方法等の特例を定めて事業を実施しているところである。今年度の実施状況は、平成 26 年 2 月末現在、福島県の 3 事業者から申請があり、6 件の災害査定（通常査定 4、特例査定 2）を実施している。査定後の調査額は、約 23.5 億円（通常査定 0.5 億円、特例査定 23 億円）となっている。

特例査定を実施した事業者において、復旧方法が確定し、工事着工するためには、厚生労働省と協議の上、保留解除の手続きが必要となる。保留解除の手続きについては、平成 24 年 12 月 27 日付け事務連絡「東日本大震災により被災した沿岸部の水道施設等に係る災害復旧事業の特例における保留解除手続きについて」により提出書類を周知している。また、厚生労働省では、申請書類の内容確認を速やかに行い、2 回目以降の実施設設計協議で省略可能な書類は不要とするなど、各種手続きの簡素化を行い、復興予算の迅速な執行に努めているところである。保留解除の手続きを速やかに行い、国庫補助金を円滑に執行し、迅速かつ計画的な復興を図るためには、関係する県行政部局との連携が不可欠であり、引き続きのご支援・ご協力をお願いする。

被災地の中には十分な職員数を確保できない事業者もあり、そのような事業者を支援するため「東日本大震災水道復興支援連絡協議会」を設置し、関係者による支援の枠組みを構築している。協議会は、有識者、被災・支援水道事業者、県、(社)日本水道協会ほか関係機関、厚生労働省で構成され、被災地の状況・課題等について情報共有、意見交換し、被災事業者が求めている支援ニーズを把握するとともに、被災事業

者の求めに応じて個別に支援する事業体をマッチングし、支援事業体から被災事業体への職員の派遣により水道復興計画の立案や災害査定国庫補助事務等の応援にあたっていただいている。協議会に加えて都道府県知事会等のルートを通じて、被災地の支援にあたっていただいている事例も多数あり、関係者の方々には引き続きのご協力をお願いする。

また、東京電力株式会社福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の事故に伴う放射性物質により被った損害に対する賠償については、平成 25 年 7 月 31 日付け事務連絡にて、平成 25 年 3 月末までを対象とする請求受付開始の連絡があったことを周知しており、現在損害賠償請求の受付と支払いが行われている。加えて、平成 25 年 11 月 5 日付け事務連絡「平成 25 年度以降の原子力損害に関する東京電力株式会社の賠償の考え方について」にて、東京電力より示された平成 25 年度以降分の損害賠償請求の協議における基本的考え方と併せて、平成 25 年度以降も原発事故影響への対応を余儀なくされている水道事業者におかれては、水道水及び水道原水のモニタリングの検査頻度等に対して損害賠償となる「必要かつ合理的な範囲」について特に留意されたい旨周知したところである。平成 25 年度分の損害賠償の受付開始時期については、今年度末に東京電力から案内が行われる見通しである。なお、東京電力の示す基準に合意出来ない場合は原子力損害賠償紛争解決センターに申し立てることも可能であり、賠償に関する課題の情報共有が重要であることから、水道事業者より東京電力との賠償交渉に関する相談があった場合には厚生労働省水道課への情報提供をお願いする。

(3) 浄水発生土の放射性物質汚染への対応

東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い、水道関係では水道水のほか、浄水発生土からも放射性物質が検出された。このため、原子力災害対策本部から平成 23 年 6 月 16 日付けで「放射性物質が検出された上下水道等副次産物の当面の取扱いに関する考え方」が示され、厚生労働省も同日付で関係 14 都県に本件内容を周知した。また、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」が平成 24 年 1 月 1 日から全面施行され、浄水発生土の処分等についてはこの特別措置法に従い、国（環境省）が指定廃棄物（8 千 Bq/kg を超える浄水発生土を含む）の処理を実施することになっている。

国が処理を行うもの以外は、排出者である水道事業者が処理を行うことになるが、放射性物質を含む浄水発生土の処分や保管、モニタリングなど原子力災害に伴い新たに生じた追加的費用は、原子力損害賠償制度で東京電力が賠償することとなっている。

また、浄水発生土の有効利用については、前出の「考え方」により、製品として安全性評価がなされたセメント（製品 100Bq/kg 以下）等でのみ利用が行われ、それ以外については利用を自粛する状況が続いていたが、平成 25 年 3 月 13 日付け健康局長通知「放射性物質が検出された浄水発生土の園芸用土又はグラウンド土への有効利用に関する考え方について」にて、園芸用土（浄水場出口時点 400Bq/kg 以下）、グラウンド土（浄水場出口時点 200Bq/kg 以下）への再利用の安全性評価を行い、自粛し

ていただいていた再利用を可能としており、徐々に再利用が進みつつある。

なお、汚染浄水発生土は、依然、月当たり3万トン弱が発生しているが、発生量とほぼ同量が最終処分及び再利用されており、保管量としては平成24年11月頃から約20万トンで横ばいの状況となっている。関係者の方々には、汚染浄水発生土の適切な取扱いがなされるよう、引き続きご協力いただきたい。

(4) 水道施設の耐震化等の推進

東日本大震災では、水道施設も甚大な被害を受けたが、耐震性の高い管路や施設にはほとんど被害がなく、改めて耐震化の重要性が認識された。厚生労働省としても引き続き耐震化等に対して支援策を講じるとともに、水道事業者等にその積極的な推進をお願いしている。

① 水道施設の耐震化の計画的実施

厚生労働省では平成20年に水道施設の技術的基準を定める省令を改正し、水道事業者が備えるべき耐震性能を明確化したほか、水道事業者に対し、「水道の耐震化計画等策定指針」（平成20年3月厚生労働省水道課）等を参考に耐震化計画を策定すること、並びに「水道事業におけるアセットマネジメント（資産管理）に関する手引き」（平成21年7月厚生労働省水道課）を活用し、耐震化対策の推進及び財源の裏付けとなる中長期的な更新計画を策定することをお願いしている。

また、新水道ビジョンでは、自らの給水区域内で最も重要な給水拠点を設定し、当該拠点を連絡する管路、配水池、浄水場の耐震化を完了させることを当面の目標としており、優先的に実施すべき施設の耐震化が早期に完了するよう、計画的に実施していただきたい。

② 全国の基幹施設、管路の耐震化状況（平成24年度末）

水道施設の耐震化状況を調査した結果、平成24年度末（平成25年3月末）現在、水道施設のうち基幹的な施設である浄水場の耐震化率は21.4%、配水池は44.5%となっている。また、基幹的な水道管路の耐震適合性のある管の割合は33.5%であり、昨年度からわずか0.9ポイントの上昇にとどまっており、地震への備えが進んでいるとはいえない状況にある。さらに都道府県別の耐震適合率を比べると、最も高い神奈川県は61.4%に対し、最も低い鹿児島県では20.3%と地域間、水道事業者間で大きな開きがあり、遅れている地域の底上げが必要な状況といえる。これらの結果は資料に添付したほか、厚生労働省ホームページにおいて公表されているので適宜参照されたい。

なお、平成23年10月3日に公布、施行された「水道法施行規則の一部を改正する省令」において、規則第17条の2に定める水道事業者が水道の需要者に対して情報提供を行う事項に、水道施設の耐震性能及び耐震性の向上に関する取組等の状況に関する事項を追加し、年1回以上定期に実施することとしているので、水道事業者等において適切に実施されるよう周知、指導等の対応をお願いする。

③ 水道耐震化推進プロジェクト

水道施設や管路の更新・耐震化を進めていくには、水道を取り巻く多様な関係者に水道耐震化の重要性・必要性を理解してもらうことが重要である。水道界全体が連携して戦略的・効果的な広報活動を行うことを目的として、平成 24 年 11 月、厚生労働省水道課、(公社)日本水道協会、(一社)日本水道工業団体連合会などの水道関係団体で「水道耐震化推進プロジェクト」を設立した。

平成 25 年度は静岡県をモデルとした耐震化 PR キャンペーンによる広報効果の検証活動などへの取組とともに、水道事業者の PR を支援するための「水道耐震化ポータルサイト」の開設も行っている。

都道府県行政部局においても、地域一丸となった取組を検討するなど、貴管内の水道事業者等との連携・協力を行い、耐震化推進に係る積極的な活動をお願いしたい。

④ 水害等への対応

近年、気温や降雨等の気象状況が短期間に大きく変動する傾向が見られ、集中豪雨や台風による洪水等により大きな被害を受けることが多くなっている。昨年 7・8 月の梅雨期豪雨においては、山形県で約 55,800 戸、山口県で約 3,800 戸など、約 64,000 戸が断水する被害が発生した。水害対策は、初動体制、バックアップの確保など、地震対策と共通部分も多く、「水道の耐震化計画等策定指針」でも対策項目を記載しているので、参考にするとともに、今一度、危機管理マニュアル等の応急体制を再確認し、都道府県内の水道事業に対する指導をお願いしたい。

(5) 消費税率の引上げに伴う水道料金等の取扱いについて

平成 24 年 8 月に成立した。「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」(平成 24 年法律第 68 号)等において、消費税率(地方消費税を含む。以下同じ。)が平成 26 年 4 月 1 日に 8% に、平成 27 年 10 月 1 日に 10% にそれぞれ引き上げられることが規定されている。

水道料金等の取扱いに関しては、「消費税率の引上げに伴う水道料金等の取扱いについて」(平成 25 年 12 月 17 日付健水発 1217 第 1 号及び第 2 号厚生労働省健康局水道課長通知)により、消費税転嫁対策特措法(消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法)に基づく適正な転嫁や転嫁を阻害する表示の是正について、及び、水道料金に係る経過措置について周知するとともに、条例改正等の所要の手続きを進め、供給規定の変更に当たっては水道法第 14 条第 5 項又は同条第 6 項の規定に基づきその旨を届け出る又は認可を受ける必要がある旨を通知したところ(下記 URL を参照)。消費税率引上げへの円滑かつ適正な対応をお願いしたい。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/topics/bukyoku/kenkou/suido/hourei/jimuren/jimuren.html>

(6) 水道事業認可・事業評価等について

① 事業（変更）認可等に係る留意事項について

近年の水需要は、給水人口の減少により給水量が低下傾向にあり、施設規模を縮小させる事業計画を検討する必要性が生じている。水道事業計画は、従前の拡張、増量を目的とした施設整備から、適正規模での施設の再構築による更新や耐震化を含めた強靱な水道整備のあり方を盛り込んだ内容へと転換していく時期にある。

そのため、都道府県においては、認可（変更）又は届出に係る審査や手続きの際、貴管下水道事業者及び水道用水供給事業者に対し、水需給計画、施設計画、財政計画が十分な客観性、合理性を有しているか等について適切な指導、助言をお願いします。また、水道事業計画の目標年度までの適正規模を踏まえた取水施設、浄水施設、配水施設の合理的な規模と配置の計画がなされ、過大すぎる施設を漫然と抱えることのないよう、適切な審査、助言をお願いします。これらの認可（変更）又は届出に係る必要な手続き等については、平成 23 年 10 月 3 日付けで改訂した「水道事業等の認可の手引き」において示している（以下の URL を参照）ので、参考にされたい。

http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/jouhou/other/dl/o10_1003_renraku4.pdf

② 事業評価の適正な実施について

水道施設整備事業の事業評価については、評価の実施に当たり、これまでに行われた評価制度の確実な定着と評価事例の蓄積がされてきたこと、また、総務省において毎年度実施している政策評価の点検の結果（客観性担保評価活動）や「公共事業の需要予測に関する調査に基づく勧告（平成 20 年 8 月 8 日）」などを受け、平成 23 年 7 月に「水道施設整備事業の評価実施要領」、「水道施設整備費国庫補助事業評価実施細目」及び「独立行政法人水資源機構事業評価実施細目」を改正するとともに、水道施設整備事業の評価に携わる実務担当者がより適切、容易に事業評価を行えるよう、「水道施設整備事業の評価実施要領等解説と運用」を新たに策定している。また、事業評価制度に対して様々な意見が出されていることを受け、評価に当たっての費用対効果分析を「水道事業の費用対効果分析マニュアル」を改訂して内容の充実を図り、これを参考に評価を実施している。

一方で、総務省の客観性担保活動においては、既に公表されている事業評価の費用対効果分析の結果が指摘の対象となり、評価内容を見直さなければならないケースも見られることから、事業評価の適切な実施と、実施過程の透明性の一層の確保・向上が必要であるので、十分留意されたい。

貴管内の水道事業者及び水道用水事業者に対しては、これら適切な事業評価の実施に係る指導、助言をお願いしますとともに、再評価時期について遺漏なきよう周知願いたい。

③ ダム検証と今後の動き

国土交通省においては「できるだけダムによらない治水」への政策転換を進めるため、平成 21 年 12 月 3 日に「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」を設置し、検討が進められ、平成 22 年 9 月 27 日に「今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ」（以下「中間とりまとめ」という。）が策定された。

http://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/tisuinoarikata/220927arikata.pdf

中間とりまとめによると、各地方整備局等、水機構、都道府県が「検討主体」となって、利水に関しては、検討主体から利水参画者に対し、ダム事業参画継続の意思があるか、開発量として何 m³/s が必要か、また必要に応じ、利水参画者において水需給計画の点検・確認を行うよう要請がなされるとともに、代替案が考えられないか検討するよう要請がなされる。

現在、国土交通省所管ダム事業において検証作業が進められており、平成 26 年 2 月 4 日現在、83 ダム事業のうち、64 ダム事業で検証が済み、このうち 44 ダム事業が継続、20 ダム事業が中止となった（国土交通省 HP 資料より厚生労働省水道課で集計）。

検証ダムに参画している水道事業者においては、検討主体から各種の要請がなされた場合において予断を持たずに検討するなど、必要な協力を実施するようお願いする。また、検討に当たっては、既得水利の合理化・転用の可能性、ダム事業（中止や撤退の場合も含む。）や代替案の実施に要する水道事業者としてのコスト比較などについても、検討主体などと積極的に連携・調整を図るとともに、検証ダムのうち、本体工事に着手するダム事業においては、適切な水需要予測に基づく事業評価を実施し、水道水源開発施設整備事業の効率的な執行とその実施過程の透明性の一層の確保・向上を図るようお願いする。

(7) アセットマネジメントの推進について

中長期的財政収支見通しに基づいて施設の更新、耐震化等を計画的に実行し、持続可能な水道を実現していくためには、各水道事業者等において、長期的な視点に立ち水道施設のライフサイクル全体にわたって効率的かつ効果的に水道施設を管理運営するアセットマネジメントの実践が必要不可欠である。このことを踏まえ、厚生労働省では、全国の水道事業者等において長期的な視点に立った計画的な施設更新・資金確保に関する取組が促進されるよう、「水道事業におけるアセットマネジメント（資産管理）に関する手引き」（以下「手引き」という。）を平成 21 年 7 月に公表した。

平成 24 年度に実施した運営状況調査の結果によると、調査対象となった 1,496 事業者のうち、440 事業者がアセットマネジメントを実施中又は実施済みであり、事業規模が大きくなるほど、実施割合が増加する傾向にあるものの、全体では調査対象範囲の約 30%となっており、計画給水人口 5 万人未満の事業者については、12%強にとどまっている。

中小の事業者においては、手引きの内容に沿って、すぐにアセットマネジメントを実践するには困難な面もあると考えられることから、平成 25 年 6 月にアセットマネ

ジメント実践のための簡易支援ツールを全ての水道事業者等へ周知・配布を行った。

耐震化対策の推進及び財源の裏付けを有する中長期的な更新計画の策定推進の両面から、貴管内水道事業者及び水道用水事業者に対し、手引き、簡易支援ツールを活用したアセットマネジメント実施に係る指導、助言をお願いします。

(8) 新水道ビジョンの策定・水道事業ビジョン（地域水道ビジョン）の作成状況

① 新水道ビジョンについて

我が国の水道は、東日本大震災による大規模災害を教訓とした危機管理のあり方や施設の老朽化など諸問題への対応、安全な水道水を供給するうえでの技術的、財政的困難に直面しており、加えて、人口減少による料金収入の減少、将来の水道施設のあり方、技術者の不足など、様々な問題が深刻化している状況となっている。こうした状況を背景に、平成25年3月に「新水道ビジョン」を策定した。

新水道ビジョンには、関係者が共有できる基本理念を「地域とともに、信頼を未来につなぐ日本の水道」とし、50年、100年先を見据えた水道の理想像の具現化を示す視点で、水道事業の外部環境や内部環境の変化を踏まえ、「安全」「強靱」「持続」の観点から、関係者の「挑戦」と「連携」の姿勢を推進要素とする様々な方策と役割分担を明示している。

平成25年度からは、新水道ビジョンを推進するため、水道関係機関との実施方策の共有と効率的な取り組み推進のための枠組みとして「新水道ビジョン推進協議会」を設置して、関係者間の密接な連携を推進している。また、都道府県及び水道事業者の参加による地域の先進事例共有と課題解決を議論するための「新水道ビジョン推進に関する地域懇談会」を全国各地へ展開し、様々な連携を通じて、強靱で安全な水道の持続に向けた取組を行っている。

平成26年度以降もこれらの取組を通じて新水道ビジョンの推進と浸透を図る。特に、地域懇談会については、全国各地において実施する予定とし、引き続き、発展的広域化や住民との連携に関する先進的事例の共有を図っていききたい。今後の水道における各種方策の推進に当たっては、各都道府県や水道事業者において、将来世代の持続可能な水道事業の運営を図るため、新しい効果的施策を推進していくことが必要となるので、これらの新水道ビジョン推進に関する、理解と協力をお願いするとともに、地域の水道事業等へのきめ細かい指導と助言をお願いしたい。

② 水道事業ビジョン（地域水道ビジョン）の策定状況

水道が直面する各種の課題に適切に対処していくためには、各水道事業者及び水道用水供給事業者が自らの事業を取り巻く環境を総合的に分析した上で、経営戦略を策定し、それを計画的に実行していくことが必須であるため、平成17年10月の水道課長通知により、「地域水道ビジョン」の作成を推奨してきた。平成25年3月に策定した新水道ビジョンの内容に従い、引き続き水道事業者は「水道事業ビジョン」として給水区域の住民に対する事業の安定性や持続性を示していくとともに、最低限必要と考えられる経営上の経営計画を策定・公表することが望ましい。

なお、新水道ビジョンの内容を反映する形で、従来の「水道整備基本構想作成要領」及び「地域水道ビジョン策定の手引き」についても改訂を予定している。水道事業者及び水道用水供給事業者においては、今後水道事業ビジョンの策定・改訂の際には改訂予定の同手引きを参照されたい。また、都道府県においては引き続き水道整備基本構想を都道府県水道ビジョン（都道府県版地域水道ビジョン）として位置づけるとともに、今後都道府県水道ビジョンの策定・改訂の際には同手引きを参照されたい。

平成 26 年 2 月 1 日現在、「地域水道ビジョン作成の手引き」に示した要件に該当する地域水道ビジョンは、上水道事業 781 事業（706 プラン）、用水供給事業 69 事業（52 プラン）策定されている。なお、地域水道ビジョンが策定されている上水道事業数の割合は 55%、用水供給事業数割合は 73%、また、地域水道ビジョンが策定されている上水道事業の現在の給水人口の合計は、104,423,947 人となっており、全国の上水道事業の合計の 87%、同様に、水道用水供給事業における 1 日最大給水量の合計は、13,593,612m³/日となっており、全国の水道用水供給事業の合計の 94%となっている。

未だビジョンを策定されていない水道事業者及び水道用水供給事業者におかれては、できる限り早期に策定に取り組んでいただくようお願いする。

また、既に策定済みの水道事業者及び水道用水供給事業者においては、地域水道ビジョンの目標達成状況及び各実現方策の進捗状況について定期的にレビューし、関係者の意見を聴取しつつ、必要に応じて地域水道ビジョンの見直しを行うようお願いする。地域水道ビジョンの策定及び改訂の際には、アセットマネジメントによる検討結果を反映していただくとともに、業務指標（PI）による定量的な分析評価や施策目標の設定についても積極的に取り組まされたい。

更に、各都道府県におかれては、広域的な観点から中長期展望に立ち、事業間連携、水道事業の統合などを念頭に、都道府県単位での持続可能な水道のあり方を示す「都道府県水道ビジョン（都道府県版地域水道ビジョン）」を積極的に作成することを強力にお願いしたい。都道府県の水道行政主管部(局)による地域水道ビジョンの策定状況は、平成 26 年 2 月 1 日現在、10 プラン（北海道、岩手県、秋田県、福島県、埼玉県、奈良県、大阪府、広島県、長崎県、沖縄県）である。

なお、地域水道ビジョンの策定状況については水道課ホームページで公表しているところであり、今後、地域水道ビジョンを策定する際には、その参考とされたい。

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/topics/chiiki.html>

(9) 給水装置・鉛製給水管の適切な対策

鉛製給水管中に水が長時間滞留した場合等には、鉛製給水管からの溶出により水道水の鉛濃度が水質基準を超過するおそれも否定できないことを踏まえ、厚生労働省では、平成 19 年に「鉛製給水管の適切な対策について」を通知しており、「鉛製給水管総延長をできるだけ早期にゼロにする」ことが望ましい。

平成 23 年度末の鉛製給水管の残存状況は延長が 6,670 km、使用戸数が約 394 万件（平成 23 年度水道統計より）となっており、減少延長は鈍化傾向にある。各都道府県におかれては、鉛製給水管が残存している水道事業者に対し、鉛製給水管使用者等

への広報活動、布設替え計画の策定、布設替えの促進を図るとともに、鉛の溶出対策や鉛濃度の把握により、布設替えが完了するまでの水質基準の確保を図るよう引き続き指導をお願いします。

(10) 水道の国際展開への取組（水ビジネスの推進）

① 日本経済再生本部及び経協インフラ戦略会議について

日本経済再生本部は、平成 24 年 12 月 26 日の閣議決定により、日本経済の再生のための司令塔として内閣に設置されたが、平成 25 年 1 月 25 日の第 3 回会合において「我が国の世界最先端インフラシステムの輸出を後押しする」ことが決定され、実現に向けた具体的な検討のための関係閣僚会議として、3 月 12 日に経協インフラ戦略会議が設置されている。同会議において 5 月 17 日に決定されたインフラシステム輸出戦略では、中小・中堅企業及び地方自治体のインフラ海外展開の促進を後押しする特定分野の 1 つとして「水」も取り上げられている。

② 厚生労働省の取組

○日本企業の海外市場への売り込み

平成 20 年度から、アジア諸国を対象として水道産業の国際展開推進事業を実施している。本年度は、ラオス、カンボジア、インドネシアにおいて案件発掘を行うとともに、ラオスにおいて相手国政府の協力を得て、さいたま市などの地方公共団体と連携しつつ、相手国の水道事業者を対象とする水道セミナーを開催し、日本の水道技術や企業の紹介を行うことにより、水道産業の海外展開を支援した。また、カンボジアにおいては、現地水道関係者と日本企業等とのビジネスミーティングを開催し、日本技術の導入に関する意見交換を行った。

○企業や水道事業者が自律的に海外市場に参画できるようにするための枠組み作り

・水道関係機関とのパートナーシップの形成

平成 23 年度から、企業や水道事業者による海外のプロジェクト情報へのアクセスや相手国担当機関や担当者との関係作りなどを支援する仕組みを構築するため、アジア各国の水道協会と日本水道協会との協力関係をベースに、ビジネス展開に関する協力体制（パートナーシップ）の形成に取り組んでいる。本年度は、マレーシア、ラオス、タイ、インドネシア、インドの水道協会と協力体制を構築するため協議を行った。

・官民連携型案件形成調査

平成 23 年度から、個別のプロジェクト形成を支援するため、地方公共団体と民間企業が共同で調査を行う、官民連携型の案件発掘調査を公募している。本年度はベトナムとミャンマーの 2 件が採択された（地方公共団体は、北九州市、神戸市）。来年度も実施する予定であるので、地方公共団体として水道事業の海外展開を検討されている場合には、ご活用いただきたい。

③ 水分野の国際標準戦略

平成 22 年 5 月、「知的財産推進計画 2010」が知的財産戦略本部で決定され、国際標準化の特定戦略分野(7 分野)の一つに水分野が位置づけられた。同年 11 月、国土交通省と連携し、水分野の国際標準戦略を検討するための「水分野国際標準化戦略検討委員会」を設置した。水道については、日本水道協会と連携し、水道部会を設置した。平成 23 年 3 月には、知的財産戦略本部において国際標準化戦略アクションプラン(水分野)が策定され、水道については、設計指針等の日本の設計思想の普及等が盛り込まれた。

平成 23～25 年度は、水分野国際標準化戦略検討委員会・水道部会を開催し、新たなビジネスモデルの検討、漏水防止や水質監視等に関する国際規格化の動きへの対応、設計指針の海外普及版(要約版)の策定に取り組んだところであり、来年度も引き続き水道分野の国際標準化への対応と日本の水道技術の海外への普及を図ることとしている。

2. 水道計画指導について

(1) 水道の広域化について

人口の減少やそれに伴う水需要の減少、水道職員数の減少など水道を取り巻く厳しい社会状況に対応し、健全な水道事業運営を持続するため、新水道ビジョンでは事業統合や新たな広域化のように連携形態にとらわれない多様な形態の広域連携である「発展的広域化」を、重点的な実現方策の一つとして位置付けている。

また、平成 20 年 8 月に作成・公表した「水道広域化検討の手引き」では、様々なパターンの広域化についてケーススタディを実施し、その効果や費用面の比較等を示しているため、参考にされたい。

なお、広域的水道整備計画については、近年の市町村合併や水資源開発基本計画の改定等により、計画策定時と大幅な乖離を生じている計画が一部見受けられるため、その点について見直しをお願いします。

国庫補助制度においては、事業統合を行う場合の老朽管更新事業、重要給水施設配水管、石綿セメント管更新事業の補助採択基準を平成 21 年度より緩和した。また、平成 22 年度には、新たに水道広域化促進事業費を創設した（H22 採択：宗像地区事務組合、伊賀市 H23 採択：岩手中部広域水道企業団、北九州市）。これは、小規模な水道事業の統合を促進するため、小規模水道事業者の老朽化施設の更新・改修に対する補助と、統合の受け皿となる大規模水道事業者等に対しても、統合のインセンティブとするため、水道施設の整備・更新に補助する制度となっているため、各事業者への積極的な活用の促進をお願いします。

(2) 水道の官民連携について

水道事業に対しては、水道法による第三者委託制度や、地方自治法の一部改正による指定管理者制度、PFI 法改正に伴う公共施設等運営権の導入等の各種制度整備が図られたことにより、各事業者は、様々な官民連携の形態を採用できるようになり、これらを活用しながら運営基盤の強化を図ることが期待されている。

厚生労働省では、これまでに策定した官民連携に関する手引き（「民間活用を含む水道事業の連携形態に係る比較検討の手引き」、「第三者委託実施の手引き」、「水道事業における PFI 導入検討の手引き」）を集約・改訂し、本年度末に公表する予定であり、水道事業において官民連携に関する検討を実施する際には参照されたい。

さらに、平成 22 年度より、厚生労働省と経済産業省が連携し、水道事業者等と民間事業者とのマッチング促進を目的とした「水道分野における官民連携推進協議会」を全国各地*で実施し、多くの水道関係者に参加いただいた。

これまで、水道事業者等と民間事業者との情報交換の場が少なかったことから、多くの参加者より協議会の内容について、参考になったとの声を聞いている。引き続き、本協議会の活用をお願いするとともに、平成 26 年度以降も各地の希望に応じて柔軟に開催する予定であるため、開催希望がある場合は水道計画指導室に問い合わせいただきたい。

厚生労働省では、水道事業の運営基盤強化のためには、広域化や官民連携といった

取組みは不可避と認識しており、都道府県においても上記の趣旨等を御承知の上、運営基盤を強化するよう各事業者に指導願いたい。

※平成 22 年度：仙台市、さいたま市、名古屋市

平成 23 年度：広島市、福岡市、さいたま市

平成 24 年度：札幌市、郡山市、仙台市、盛岡市、大阪市

平成 25 年度：札幌市、東京都、天津市、高松市

(3) 水道事業者等への指導監督について

水道事業者等への指導監督については、水道法第 39 条の規定に基づき、平成 12 年度から水道事業の規模等に応じて国と都道府県が分担し、その業務を実施している。

厚生労働省では、平成 13 年度から厚生労働大臣認可に係る水道事業者等を対象に立入検査を実施し、需要者の安心・安全の確保に重点を置きつつ、水道技術管理者の従事・監督状況等、水道法に規定する事項の遵守状況、自然災害やテロ等危機管理対策の状況、中・長期的な視点に立った水道施設の効率的な更新、改良、耐震化の状況などを確認している。

平成 24 年度は、被災地域以外の水道事業者等を対象に、24 の水道事業者等に対して立入検査を実施した。検査の結果、文書による指摘を延べ 30 件、口頭での指摘を延べ 86 件行っている。

なお、東日本大震災の関係もあって平成 23 年度に引き続き、監査指導業務を一時見送りとしたため、実施件数は少なくなっている。

今年度は、52 の事業者に対して立入検査を実施しており、その結果については、取りまとめの上、平成 24 年度の場合と同様に公表する予定である。

については、都道府県においても上記の状況を御承知の上、管内水道事業者等への指導監督のより一層の充実をお願いする。

また、平成 14 年度より毎年度、厚生労働大臣認可に係る水道事業等の水道技術管理者を対象とした研修を実施しており、使用した資料については水道課ホームページに掲載してあるので、管内水道事業者等の水道技術管理者への研修などに活用されたい。

水道課ホームページ

「平成 25 年度水道技術管理者研修」

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/tantousya/2013/>

3. 水道水質管理を巡る最近の状況について

(1) 水道水質基準等の見直し

平成15年の厚生科学審議会答申に基づいて、厚生労働省では常設の検討会を設置して、最新の科学的知見を踏まえた水質基準等の逐次改正の検討を行っている。

水道水の安全確保のためには、水質基準項目のみにとどまらず幅広く汚染物質の監視を行うことが望ましい。そのため、各水道事業者等においては、引き続きその実態に応じて水質管理目標設定項目等についても監視を行っていただくとともに、当該監視結果を水質基準の逐次改正の検討に役立てるため、厚生労働省において例年実施している水道水質関連調査等を通じてデータの提供をお願いする。

今般、内閣府食品安全委員会による最新の食品健康影響評価に基づき、1月14日に開催された第15回厚生科学審議会生活環境水道部会において、本年4月1日より亜硝酸態窒素に係る水質基準を追加する(0.04mg/L)ことに加え、平成27年4月1日より既存項目であるジクロロ酢酸及びトリクロロ酢酸に係る水質基準を強化する(いずれも0.03mg/L)ための手続きを進めることが了承された。

また、亜硝酸態窒素に係る検査方法にイオンクロマトグラフ(陰イオン)による一斉分析法(別表第13)を設定することについて、「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法(平成15年厚生労働省告示第261号)」の改正を行う予定である。

なお、亜硝酸態窒素については、飲用井戸等衛生対策要領(昭和62年1月29日衛水第12号厚生省生活衛生局長通知別紙)における水質検査項目にも位置付けることとしているので、留意されたい。

(2) 水質事故・健康危機管理

① 飲料水健康危機管理実施要領

厚生労働省では、飲料水を原因とする国民の生命、健康の安全を脅かす事態に対して行われる健康被害の発生予防、拡大防止等の危機管理の適正を図ることを目的として、「飲料水健康危機管理実施要領」(最終改正：平成25年10月)を定めており、都道府県、水道事業者等に対して、健康被害の発生予防、拡大防止等の危機管理のより迅速かつ適正な実施を依頼するとともに、飲料水の水質異常などの情報を把握した場合には、厚生労働省へ連絡するようお願いしているところであり、改めて緊急時の迅速・適正な対応をお願いする。

本要領に基づく報告の大半は水道原水中のクリプトスポリジウム等の検出事例である。これらの多くは、消毒が不十分であったこと又は設備管理の不備に起因しており、平成22年7月23日付け事務連絡「浄水施設における次亜塩素酸ナトリウム注入設備に関する留意事項について」に留意の上、消毒設備の適切な維持管理等、衛生対策の徹底について遺漏なきようお願いする。

② 水道水源における水質事故への対応の強化

我が国の水道水源の多くは河川水等に依存しているが、上流に大量の化学物質を使用し又は処理する施設がある場合には、上流からの有害物質等の流入によって水質事故が発生し、取水停止や給水停止に至るおそれがある。平成 24 年 5 月には、利根川水系の浄水場で水道水質基準を超過する濃度のホルムアルデヒドが検出され、首都圏の 7 浄水場で取水停止、千葉県で 87 万人が断水被害するという水質事故が発生した。

これを受け、厚生労働省では、水質事故に備えた水道における対策のあり方等について検討し、平成 25 年 3 月 28 日に「水道水源における水質事故への対応の強化について」（健水発 0328 第 1 号厚生労働省健康局水道課長通知）を通知した。

本通知を踏まえ、また、後述する水安全計画を活用しつつ、水源を共有する他の水道事業者等及び関係行政部局と連携して、水源の上流域におけるリスクを把握し、排出側での未然防止が図られるよう情報提供を行うとともに、水質事故発生時に備えた体制整備、水源のリスク把握の強化等を行い、水質事故への対応能力の向上を図るよう、水道事業者へのご指導をお願いします。

③ 浄水施設での対応が困難な物質の抽出等（水道危害項目（仮称）の設定）

通常、水道原水や浄水中では検出されないため、水道水の水質基準や水質管理目標設定項目には該当しないものの、事故が発生した場合等に水道に危害を及ぼすおそれがある物質については、厚生労働省において該当する項目の抽出、物性等の情報の収集整理を行っているところである。

④ 突発的水質事故発生時における摂取制限等による給水継続の考え方の整理

水道水は飲用のみならず、炊事、洗濯、風呂、水洗便所等に使用されるものであり、利用者の利便性の確保に加え、都市機能や公衆衛生の維持に不可欠なものである。

突発的な水質事故等により水質異常が生じた場合の対応については、「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」（平成 15 年 10 月 10 日健水発第 1010001 号厚生労働省健康局水道課長通知）により示してきたところである。水道事業者等が同通知に基づく対策を実施するにあたり、近年の水質事故等の経験を踏まえ、断水による影響も考慮し、摂取制限等の対応を行いつつ給水を継続することについて、選択肢として適切に判断できるよう、厚生労働省において考え方をとりまとめているところである。

⑤ その他の留意事項

水道水源における原水の水質検査等で水質異常が発生した場合には、環境部局に情報を提供すること等により、原因の究明等必要な対応をお願いします。農薬類については、平成 14 年から農薬取締法に基づく使用規制がかけられていることに留意し、原水から農薬類が検出された場合には、環境部局・農業部局と情報を共有し、関係部局による水道水源上流での農薬の不適正使用対策への協力をお願いします。

また、消費者庁関連法が平成 21 年 9 月 1 日に施行されたことに伴い、水道水の供

給に起因して消費者安全法に規定する「重大事故等」が発生したことを把握した場合には、直ちに消費者庁へ通知するよう義務付けられたが、当該通知は厚生労働省において行うので、従前と同様、当課への速やかな情報提供をお願いします。なお、厚生労働省では、消費者庁関連法への対応について、「消費者庁関連法の施行に伴う水道事故等に関する情報提供の徹底について」（平成 21 年 9 月 30 日付け事務連絡）を发出しているので参考にされたい。

(3) 耐塩素性病原生物対策の充実

クリプトスポリジウム等の耐塩素性病原生物については、平成 19 年 3 月に策定した「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」に基づき、水道事業者等において対策を進めていただいている。

平成 9 年以降は、水道水中のクリプトスポリジウム等が原因と判明した感染症の集団発生は生じていないが、水道原水からは全国的に検出されており、また、凝集処理に問題が生じた結果、浄水から検出された事例や貯水槽水道から検出された事例もある。

平成 25 年 3 月末時点で、クリプトスポリジウム等の耐塩素性病原生物対策の実施状況としては、水道原水が耐塩素性病原生物に汚染されるおそれのレベルを判断していない施設が全体の 11%あり、また、水道原水が耐塩素性病原生物に汚染されるおそれがある施設（レベル 4 又はレベル 3）のうち 33%が対策を検討中と、対策の充実が急務となっている。

については、定期的に水道原水のクリプトスポリジウム等及び指標菌の検査を実施して水道原水に係るクリプトスポリジウム等による汚染のおそれの程度を把握するとともに、汚染のおそれの程度を把握していない場合には、同指針に基づき、できるだけ早期に水道原水に係る検査の実施体制の整備等につき必要な措置を講じるよう、水道事業者へのご指導をお願いします。

また、クリプトスポリジウム等による汚染のおそれのある施設については、濁度管理の徹底等の措置について遺漏なきようお願いするとともに、水質検査計画策定の際に、当該施設における水道原水のクリプトスポリジウム等の検査についても、水道法第 20 条第 1 項の水質検査に準じて当該計画に位置づけるようお願いしているところであり、引き続き対応方をお願いします。

(4) 水質管理の徹底

① 水質検査の信頼性確保

水道法に基づく水質検査は登録検査機関等に委託して行うことが認められているが、検査料金の行き過ぎた価格競争等により水質検査の信頼性への懸念が生じていることを受けて、平成 22 年度に「水質検査の信頼性確保に関する取組検討会」（座長：安藤正典 武蔵野大学環境学部客員教授）を水道課内に設置、水質検査の信頼性を確保するための取組に関する報告書を取りまとめた。現在、報告書に基づく以下の取組等を順次行っているところである。

1) 水道法施行規則の改正

①水道事業者等が登録検査機関等に水質検査を委託する場合の措置の明確化、②登録検査機関が遵守すべき検査方法の明確化、③検査機関の審査時に必要な提出書類や保存すべき書類の追加等に関する水道法施行規則の一部改正を平成23年10月3日に公布、平成24年4月1日に施行されたところである。水質検査の委託契約手続の適正化及び委託先の検査機関の監督並びに水質検査計画の策定に際し、引き続き水道事業者へのご指導をお願いします。

2) 検査方法告示の改正及び妥当性評価ガイドラインの発出

水道水質検査において遵守すべき基礎的作業を明確化等するための検査方法告示の改正を行うこととし、検討会での審議を経て平成24年2月28日、3月30日に公布、平成24年4月1日に施行された。

また、水質検査の更なる信頼性を確保するべく、各検査機関が定める検査等の標準作業書の妥当性を確認する方法として、平成24年9月6日に「水道水質検査における妥当性評価ガイドライン」を、平成26年1月15日に本ガイドラインに係る質疑応答集を発出したところである。委託先の検査機関を監督するに当たり、本ガイドラインに基づく妥当性評価の実施状況を確認するよう、水道事業者へのご指導をお願いします。

3) 登録水質検査機関の指導等

登録水質検査機関は、水質検査の信頼性の確保のための体制の整備や水道法施行規則に定める検査方法による水質検査の実施等、水道法に定める規定を着実に履行し、検査方法告示や標準作業書に定める手順に従った水質検査が適切に実施されているかについて、日常の業務管理を行うことが重要である。そこで、平成24年度に「登録水質検査機関における水質検査の業務管理要領検討会」（座長：西村哲治 帝京平成大学薬学部教授）を開催し、平成24年9月21日に「登録水質検査機関における水質検査の業務管理要領」を通知した。

また厚生労働省では、従前から実施している外部精度管理調査に加え、平成24年度から登録水質検査機関が行う日常の水質検査業務において精度が確保された適切な水質検査が実施されているか確認することを目的とした日常業務確認調査を開始したところであり、近日中にもその結果を公表する予定である。

改正水道法施行規則では水道水質検査を委託する自治体等においても当該調査等で受託者が適切な水質検査を行っているか確認するべきとされていることから、水質検査を委託する自治体においても当省の取組を参考にした取組の実施をお願いします。

② 水安全計画の策定による安全確保

厚生労働省では、水源水質事故にみられるような工場排水の流入、浄水処理のトラブル、施設等の老朽化等、水道をとりまく様々なリスクが存在する中で、水道水の安全性を一層高めるため、水源から給水栓に至る統合的な水質管理を実現する手段として、世界保健機関（WHO）が提案している「水安全計画」の策定を推奨しており、平

成 20 年 5 月には「水安全計画策定ガイドライン」を策定し、平成 23 年度頃までを目途に水安全計画を策定することが望ましいとして、水道事業者等や関係行政部局に周知してきた。

水安全計画は、水源から給水に至る水道システムに存在する危害を抽出・特定し、それらを継続的に監視・制御することにより、安全な水の供給を確実にするシステム作りを目指すものであり、水源のリスクの把握はもとより、把握したリスクに対応した施設・体制であることの確認、関係マニュアル類の見直し事項や施設整備に必要事項を抽出することが可能となるものであり、平成 25 年 3 月に策定された「新水道ビジョン」においても、水源事故対策として、統合的アプローチによる水安全計画の策定を推進する旨、記載されているところである。

しかしながら、平成 24 年 8 月末時点での上水道事業及び水道用水供給事業の水安全計画の策定状況を調査したところ、策定済の事業は 9%、策定中の事業は 7%にとどまっている。また、水安全計画を策定していない水道事業者等の中には、過去、水質事故に見舞われているにもかかわらず事故対策マニュアルが整備されていない事業体が多数存在していることが明らかになっている。一方、水安全計画を策定していても、上流域の施設の把握が不十分である場合や、水安全計画が常に安全な水を供給していく上で十分なものになっているかの確認や改善が困難な場合が想定される。

厚生労働省においては今年度、中小規模の水道事業者等を念頭に、水安全計画に基づく水質管理手法導入に向けた支援方策を検討しているところであるが、未策定の水道事業者等について、前述の「水安全計画策定ガイドライン」等の活用により、できるだけ早期に水安全計画の策定による安全な水供給の確保に向けて検討を進めるよう願います。また、策定済の水道事業者等については、水安全計画が常に安全な水を供給していくうえで十分なものになっているかを定期的に確認し、必要に応じて改善を行うよう願います。

(5) 貯水槽水道について

平成 13 年の水道法改正により、水道法第 14 条に基づき、水道事業者が定める供給規程の要件として、「貯水槽水道が設置される場合においては、貯水槽水道に関し、水道事業者及び当該貯水槽水道の設置者の責任に関する事項が、適正かつ明確に定められていること」が追加された。各水道事業者においては、必要な規定を定めるとともに、直結給水方式の推奨や貯水槽水道設置者への適切な助言等を含め、独自の取組が実施されているところである。

また、平成 25 年 4 月 1 日から「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成 23 年法律第 105 号）により、簡易専用水道に係る指導権限が都道府県から一般市に移譲されたところである。

簡易専用水道の管理の検査受検状況は、平成 23 年度は 79.4%であり、近年は 80%前後で推移している。都道府県、保健所設置市、特別区毎では、それぞれ 77.6%、81.8%、76.5%となっている。簡易専用水道の検査において指摘のあった施設の割合は 25.3%であり、特に衛生上問題があったために報告された割合は 0.5%であった。

また、小規模貯水槽水道（貯水槽の有効容量が 10m³以下のもの）の検査受検状況

は、平成 23 年度は 3.0%であり、近年は 3%前後で推移している。小規模貯水槽水道の検査において指摘のあった施設の割合は、32.6%であり、特に対策の充実が急務となっている。

厚生労働省では、更に管理の適正化を図るため、「貯水槽水道の管理水準の向上に向けた取組の推進について」（平成 22 年 3 月 25 日付け健水発 0325 第 6 号、第 8 号）を発出し、貯水槽水道の所在地情報を定期的に更新するとともに、水道事業者に対し衛生行政部局から貯水槽水道の所在地の情報提供等の協力要請があった場合には所要の協力を行うようお願いしているところであるが、都道府県等の担当部局におかれては、水道事業者と連携しつつ、貯水槽水道に対する指導等を推進するよう引き続き特段の配慮をお願いします。また、移譲先の市において円滑に事務が執行されるよう、市移譲先部局と情報を共有するなど積極的な連携体制を図るとともに適切な助言を行うよう、引き続きよろしくをお願いします。

参 考 资 料

参考資料目次

【1-1】 平成26年度水道関係予算案について	資- 1
【1-2】 災害復旧事業の実施状況	資- 5
【1-3】 浄水発生土の放射性物質汚染への対応	資- 6
【1-4】 水道施設の耐震化等の推進	資- 8
【1-5】 消費税率の引上げに伴う水道料金等の取扱いについて	資- 11
【1-6】 事業認可等に関する改正等について	資- 12
【1-7】 水道におけるアセットマネジメント	資- 13
【1-8】 事業評価の適正な実施について	資- 14
【1-9】 新水道ビジョンの策定・水道事業ビジョンの作成状況	資- 19
【1-10】 水道の国際展開への取組（水ビジネスの推進）	資- 29
【2-1】 広域化・官民連携の推進	資- 31
【2-2】 広域的水道整備計画の策定及び策定状況について	資- 33
【2-3】 水道整備基本構想等の策定及び策定状況について	資- 35
【3-1】 亜硝酸態窒素に係る水質基準の設定等について	資- 37
【3-2】 飲料水に関する健康危機管理・水質事故	資- 41
【3-3】 水道水源における消毒副生成物前駆物質汚染対応方策について	
	資- 49

平成26年度水道関係予算案について

平成25年12月
健康局水道課

公共事業関係予算（水道施設整備費）

（単位：百万円）

区 分	平成24年度 補正予算額 + 平成25年度 予 算 額 A	平成25年度 補正予算案 B	平成26年度 予 算 案 C	平成25年度 補正予算案 + 平成26年度 予 算 案 D =B+C	前 年 度 増△減額 E =D-A	対前年 度比率 (%) F =D/A
水道施設整備費	(30,049) 73,294	46,091	40,730	86,821	13,527	118.5
簡易水道	(12,383) 24,451	13,612	13,853	27,465	3,014	112.3
上水道	(17,666) 39,892	32,077	11,513	43,590	3,698	109.3
指導監督事務費	57	0	57	57	0	100.0
補助率差額	10	0	1	1	△9	10.0
調査費等	32	0	33	33	1	103.1
災害復旧費	350	402	350	752	402	214.9
東日本大震災	8,502	0	14,923	14,923	6,421	175.5
災害復旧費・東日本大震災を除いた場合 水道施設整備費	(30,049) 64,442	45,689	25,457	71,146	6,704	110.4

注1)：厚生労働省、内閣府（沖縄）、国土交通省（北海道、離島・奄美、水資源機構）、復興庁計上分の総計。

注2)：上段（ ）は平成24年度補正予算額の再掲

【国庫補助制度の拡充・重点化等】

1. 【平成25年度補正予算案：461億円】

① 水道施設の耐震化・老朽化対策等の推進（水道施設整備費補助） 457億円

災害時においても安全で良質な水道水を安定的に供給できるよう、地方公共団体が実施する水道施設の耐震化・老朽化対策等の推進に要する費用に対して補助を行う。

② 災害復旧費（東日本大震災以外の災害復旧費補助） 4億円

台風災害等で被災した水道施設の災害復旧事業を迅速に進めるための経費。

2. 水道施設の災害復旧に対する支援【東日本大震災復興特別会計】（復興庁一括計上） 149億円（85億円）

東日本大震災で被災した水道施設のうち、各自治体の復興計画で、平成26年度に復旧が予定されている施設の復旧に必要な経費について、財政支援を行う。

（平成25年度に執行できなかった経費については、平成26年度に繰り越して使用する予定）

（補助率：80/100～90/100〈財政援助法による嵩上げ〉、1/2）

非公共関係予算

⑧ 水道施設再構築計画策定支援事業費

7百万円

人口減少社会に対応した水道施設の再構築を図るため、水道事業者への技術的支援として「施設再構築（強靱化）計画策定の手引き（仮）」を示すことにより、施設規模の縮小を前提とした施設再構築の促進を図る。

（実施主体：国）

⑨ 水道水質管理ベンチマーキング推進事業費

5百万円

安全な飲料水の安定供給を確保するため、ベンチマーキング手法（優良事例や標準との比較分析によりパフォーマンス改善を促す方法）を用いた水質管理業務の評価手法を策定し、水質管理水準の向上を実現する。

（実施主体：国）

エネルギー対策特別会計

上水道システムにおける再エネ・省エネ等導入促進事業（環境省計上）

<低炭素価値向上に向けた社会システム構築支援基金の内数 94億円（76億円）>

水道施設の更新等において、インバータ等省エネ型の設備や末端配水圧力の適正化設備、未利用圧力を活用した小水力発電設備等の導入を支援し、水道施設における省エネ・再エネ導入を促進する。

平成26年度水道関係予算案の概要

厚生労働省健康局水道課

(単位：千円)

事 項	平成24年度補正予算額	平成25年度 補正予算案	平成26年度 予 算 案	平成25年度補正予算案	対前年度 増△減額	対前年度 比率(%)
	＋ 平成25年度予算額			＋ 平成26年度予算案		
	A	B	C	D=B+C	D-A	D/A
非公共事業費	141,649	0	139,482	139,482	△ 2,167	98.5%
(項) 厚生労働省共通費						
厚生科学審議会(生活環境水道部会)	998	0	1,030	1,030	32	103.2%
(項) 水道安全対策費	129,277	0	126,343	126,343	△ 2,934	97.7%
1. 日米環境保護協力協定費	1,122	0	1,126	1,126	4	100.4%
2. 水道行政強化拡充費	5,778	0	5,394	5,394	△ 384	93.4%
(改) 3. 水質管理等強化対策費	14,257	0	17,079	17,079	2,822	119.8%
4. 水道水源水質対策費	15,478	0	12,068	12,068	△ 3,410	78.0%
5. 給水装置等対策費	12,194	0	10,406	10,406	△ 1,788	85.3%
6. 新水道ビジョン推進事業費	59,176	0	59,608	59,608	432	100.7%
(1) 水道産業国際展開推進事業費	36,040	0	30,194	30,194	△ 5,846	83.8%
(2) 効率的な更新計画検討事業費	10,293	0	6,960	6,960	△ 3,333	67.6%
(3) 水道施設耐震化推進事業費	12,843	0	10,308	10,308	△ 2,535	80.3%
(新) (4) 水道施設再構築計画策定支援事業費	0	0	7,068	7,068	7,068	-
(新) (5) 水道水質管理ベンチマーク推進事業費	0	0	5,078	5,078	5,078	-
7. 水道事業認可等事務取扱費	147	0	0	0	△ 147	0.0%
8. 水道施設危機管理体制構築事業費	9,275	0	8,557	8,557	△ 718	92.3%
9. 給水装置データベース事業促進費	9,710	0	9,986	9,986	276	102.8%
10. 給水装置工事主任技術者国家試験費	2,140	0	2,119	2,119	△ 21	99.0%
(項) 国際機関活動推進費						
国際水協会・水供給に関する運用と管理ネットワーク拠出金	11,374	0	12,109	12,109	735	106.5%
公共事業費(他府省計上分含む)	73,294,000	46,091,000	40,730,000	86,821,000	13,527,000	118.5%
1. 水道施設整備事業調査費	30,000	0	30,000	30,000	0	100.0%
(1) 水道施設設置状況等基礎調査	3,654	0	3,598	3,598	△ 56	98.5%
(2) 水道施設整備施工技術動向調査	3,851	0	3,850	3,850	△ 1	100.0%
(3) 水道におけるアセットマネジメント導入に関する調査	5,952	0	5,848	5,848	△ 104	98.3%
(4) 長期的な水需要を考慮した広域的な水道施設の再構築が「ド」ライン策定調査	6,307	0	6,323	6,323	16	100.3%
(5) 水資源開発施設の有効利用等に関する調査	4,429	0	4,437	4,437	8	100.2%
(6) 水道水源危機管理対策に関する検討調査	5,807	0	5,944	5,944	137	102.4%
2. 水道施設整備費補助	64,400,000	45,689,000	25,423,000	71,112,000	6,712,000	110.4%
(1) 簡易水道等施設整備費補助	24,451,035	13,611,548	13,853,045	27,464,593	3,013,558	112.3%
水道未普及地域解消事業	2,992,210	3,892,000	557,396	4,449,396	1,457,186	148.7%
簡易水道再編推進事業	16,312,643	8,394,182	9,615,860	18,010,042	1,697,399	110.4%
生活基盤近代化事業	4,412,194	1,325,366	2,928,765	4,254,131	△ 158,063	96.4%
閉山炭鉱水道施設整備事業	4,000	0	19,000	19,000	15,000	475.0%
簡易水道施設整備費(沖縄分)	729,988	0	732,024	732,024	2,036	100.3%
(2) 水道水源開発等施設整備費補助	39,891,725	32,077,452	11,512,715	43,590,167	3,698,442	109.3%
水道水源開発施設整備費	7,221,781	9,081,000	781,632	9,862,632	2,640,851	136.6%
水道水源開発施設整備費(水資源機構分)	2,680,000	0	4,344,000	4,344,000	1,664,000	162.1%
水道広域化施設整備費	4,847,000	4,540,000	344,000	4,884,000	37,000	100.8%
高度浄水施設等整備費	3,917,150	0	1,771,226	1,771,226	△ 2,145,924	45.2%
水道水源自動監視施設等整備費	100,000	0	127,000	127,000	27,000	127.0%
ライフライン機能強化等事業費	19,076,482	18,456,452	2,348,581	20,805,033	1,728,551	109.1%
上水道施設整備費(沖縄分)	2,049,312	0	1,796,276	1,796,276	△ 253,036	87.7%
(3) 指導監督事務費補助	57,240	0	57,240	57,240	0	100.0%
3. 北方領土隣接地域振興等事業補助率差額	10,000	0	1,000	1,000	△ 9,000	10.0%
4. 水道施設整備事業調査諸費	2,000	0	3,000	3,000	1,000	150.0%
5. 水道施設災害復旧事業費補助	350,000	402,000	350,000	752,000	402,000	214.9%
6. 水道施設災害復旧事業費補助(東日本大震災)	8,502,000	0	14,923,000	14,923,000	6,421,000	175.5%
水道関係予算合計	73,435,649	46,091,000	40,869,482	86,960,482	13,524,833	118.4%

注：公共事業費については、内閣府(沖縄)、国土交通省(北海道、離島・奄美、水資源機構)及び復興庁計上分を含めた総額

平成26年度水道施設整備費予算案の概要(公共事業)

(単位:千円)

事 項	平成24年度補正予算額 +	平成25年度 補正予算案 B	平成26年度 予 算 案 C	計 D=B+C	対前年度 増△減額 D-A	対前年度 比率(%) D/A
	平成25年度予算額 A					
1. 水道施設整備事業調査費	30,000	0	30,000	30,000	0	100.0%
2. 水道施設整備費補助	64,400,000	45,689,000	25,423,000	71,112,000	6,712,000	110.4%
(1)簡易水道等施設整備費補助	24,451,035	13,611,548	13,853,045	27,464,593	3,013,558	112.3%
水道未普及地域解消事業	2,992,210	3,892,000	557,396	4,449,396	1,457,186	148.7%
簡易水道再編推進事業	16,312,643	8,394,182	9,615,860	18,010,042	1,697,399	110.4%
生活基盤近代化事業	4,412,194	1,325,366	2,928,765	4,254,131	△ 158,063	96.4%
閉山炭鉱水道施設整備事業	4,000	0	19,000	19,000	15,000	475.0%
簡易水道施設整備費(沖縄分)	729,988	0	732,024	732,024	2,036	100.3%
(2)水道水源開発等施設整備費補助	39,891,725	32,077,452	11,512,715	43,590,167	3,698,442	109.3%
水道水源開発施設整備費	7,221,781	9,081,000	781,632	9,862,632	2,640,851	136.6%
水道水源開発施設整備費(水資源機構分)	2,680,000	0	4,344,000	4,344,000	1,664,000	162.1%
水道広域化施設整備費	4,847,000	4,540,000	344,000	4,884,000	37,000	100.8%
高度浄水施設等整備費	3,917,150	0	1,771,226	1,771,226	△ 2,145,924	45.2%
水道水源自動監視施設等整備費	100,000	0	127,000	127,000	27,000	127.0%
ライフライン機能強化等事業費	19,076,482	18,456,452	2,348,581	20,805,033	1,728,551	109.1%
上水道施設整備費(沖縄分)	2,049,312	0	1,796,276	1,796,276	△ 253,036	87.7%
(3)指導監督事務費補助	57,240	0	57,240	57,240	0	100.0%
3. 北方領土隣接地域振興等事業補助率差額	10,000	0	1,000	1,000	△ 9,000	10.0%
4. 水道施設整備事業調査諸費	2,000	0	3,000	3,000	1,000	150.0%
5. 水道施設災害復旧事業費補助	350,000	402,000	350,000	752,000	402,000	214.9%
6. 水道施設災害復旧事業費補助(東日本大震災)	8,502,000	0	14,923,000	14,923,000	6,421,000	175.5%
水道施設整備費 合計	73,294,000	46,091,000	40,730,000	86,821,000	13,527,000	118.5%

注:内閣府(沖縄)、国土交通省(北海道、離島・奄美、水資源機構)及び復興庁(東日本大震災復旧事業)計上分を含めた水道施設整備費の総額

(参考)府省庁別計上内訳

府 省 名	平成24年度補正予算額 +	平成25年度 補正予算案 B	平成26年度 予 算 案 C	計 D=B+C	備 考
	平成25年度予算額 A				
厚生労働省	54,185,000	43,191,000	14,951,000	58,142,000	
内 閣 府 (沖縄分)	2,781,000	0	2,530,000	2,530,000	
国土交通省 (北海道)	3,365,000	877,000	2,591,000	3,468,000	
(離島・奄美)	1,781,000	2,023,000	1,391,000	3,414,000	
(水資源機構)	2,680,000	0	4,344,000	4,344,000	
復 興 庁	8,502,000	0	14,923,000	14,923,000	
合 計	73,294,000	46,091,000	40,730,000	86,821,000	

■東日本大震災に係る災害復旧補助の査定状況

H26.1.10現在

年度	申請事業者数	災害査定件数	事業費及び調査額	
			通常査定	特例査定
H23年度	182事業者	241件	301億円	—
H24年度	48事業者	59件	14億円	1,001億円
H25年度	3事業者	6件	0.5億円	23億円
合計	*202事業者	306件	315億円	1,024億円

※同一事業者を除く

- 平成24年度より、沿岸部の水道施設等に係る災害復旧事業で、復興計画等との調整により早期の災害査定の実施が困難な場合には、災害査定方法等の特例を定めて実施
- 特例査定後の実施に際しては、厚生労働省と協議の上、保留解除の手続きが必要

■特例査定の保留解除状況

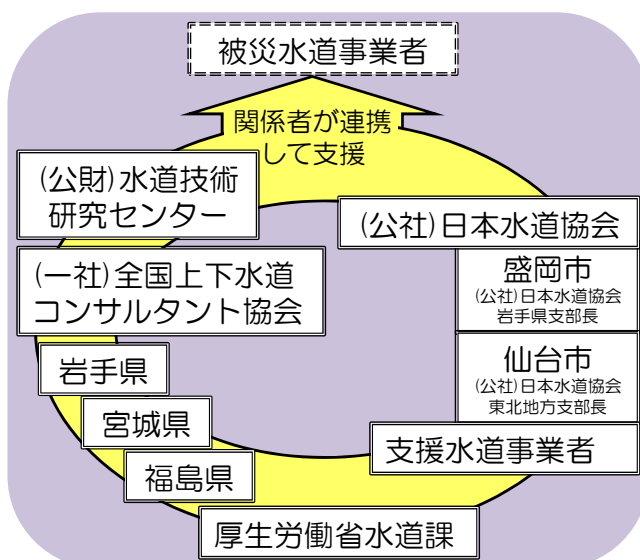
H26.1.10現在

	特例査定事業者数		特例査定調査額	保留解除件数			保留解除済み事業費		
	査定実施	協議開始		H24	H25	計	H24	H25	計
岩手県	19	6	218億円	2	10	12	0.6億円	6.3億円	6.9億円
宮城県	22	16	681億円	12	21	33	13.6億円	27.4億円	41.0億円
福島県	5	2	124億円	—	2	2	—	1.4億円	1.4億円
計	46	24	1,024億円	14	33	47	14.2億円	35.1億円	49.3億円

東日本大震災水道復興支援連絡協議会

○津波により街全体が壊滅的な被害を受け、復旧の目途の立たない地域については、今後、街づくりと整合した水道の復旧・復興方法についての検討を行い、復旧、復興計画を策定していく必要がある

○これら一連の取組みに対する技術的支援等を行う枠組みとして東日本大震災水道復興支援連絡協議会を設置



■連絡協議会の基本的役割

- 支援を求める被災事業者に対し支援事業者等をマッチング（日水協他）
- 支援事業者の求めに応じ水道復興計画に対し技術的助言（有識者他）
- 支援事業者の求めに応じ災害査定国庫補助事務等の情報提供（国、県）

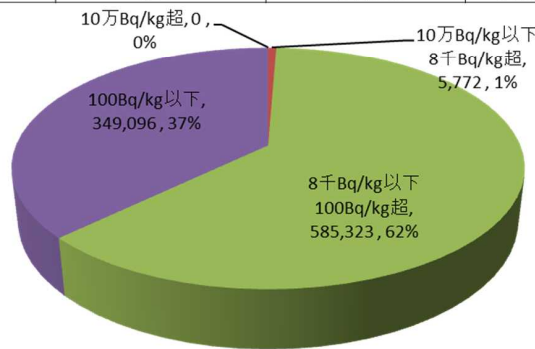
■支援事業者の役割（被災事業者の要望に応じ臨機応変に対応）

- 街づくりに伴う水道整備計画（構想）等の立案支援
- 復興までの水道事業実施計画の立案支援（一時的な給水計画等を含む）
- 災害査定実務の支援（国、県、日水協等との連絡調整等）

【1-3】 浄水発生土の放射性物質濃度の状況

(単位:トン) 平成26年1月9日時点

Bq/kg	10万Bq/kg超	10万Bq/kg以下 8千Bq/kg超	8千Bq/kg以下 100Bq/kg超	100Bq/kg以下	計	未測定保管
宮城県	0	1,011	24,156	22,829	47,996	2,959
山形県	0		5,495	17,120	22,615	9,698
福島県	0	2,469	13,154	817	16,441	1,600
新潟県	0	1,018	31,762	30,342	63,122	5,990
茨城県	0		56,758	14,902	71,660	606
栃木県	0	727	9,625	1,398	11,751	59
群馬県	0	546	17,830	2,164	20,539	20
埼玉県	0		108,340	29,263	137,603	275
東京都	0		167,251	42,394	209,646	65
神奈川県	0		22,765	95,621	118,386	808
千葉県	0		125,879	50,354	176,233	8,485
長野県	0		2,251	14,000	16,251	710
山梨県	0			4,644	4,644	0
静岡県	0		56	23,248	23,304	6
全体	0	5,772	585,323	349,096	940,190	31,280

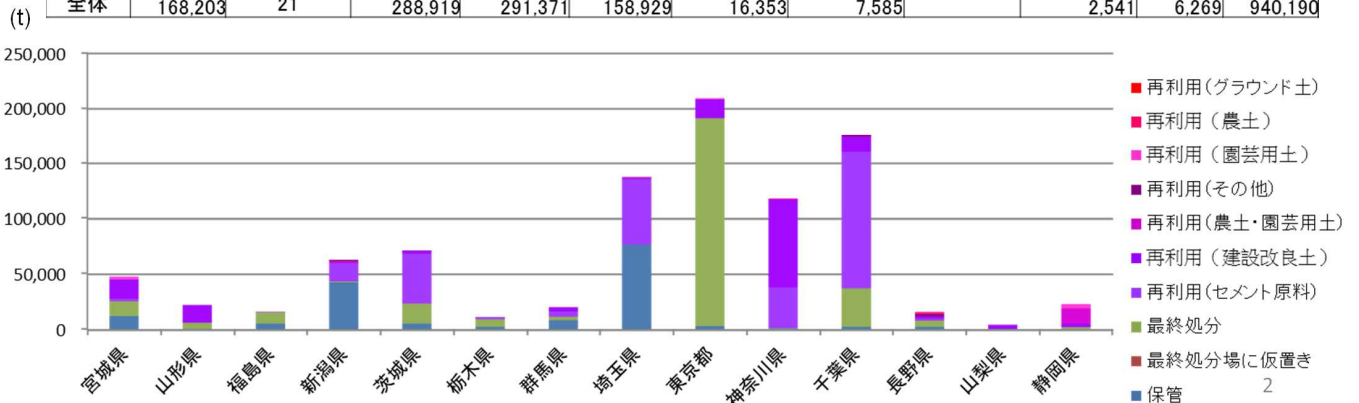


1

浄水発生土の処分状況

(単位:トン) 平成26年1月9日時点

	保管	最終処分場に 仮置き	最終処分	再利用(セメ ント原料)	再利用 (建設改 良土)	再利用 (農土・園芸 用土)	再利用(園 芸用土)	再利用(グラ ウンド土)	再利用(農土)	再利用 (その他)	計
宮城県	12,486		13,376	2,248	17,136		2,751				47,996
山形県	1,033		5,615		15,922	9				35	22,615
福島県	5,662		10,312		467						16,441
新潟県	42,774		897	16,389	408	1,288	9		1,357		63,122
茨城県	5,794		18,096	44,822	2,397					551	71,660
栃木県	2,773		6,787	2,191							11,751
群馬県	8,739		3,201	4,613	3,986						20,539
埼玉県	76,906		52	58,859	755	728				302	137,603
東京都	3,515		188,089		16,975		1,067				209,646
神奈川県	1,195		436	36,802	79,103	470			370	10	118,386
千葉県	2,934		34,681	122,879	13,435	40			143	2,120	176,233
長野県	2,949		5,436	2,172	1,715	58			2,028	1,894	16,251
山梨県	1,028				3,616						4,644
静岡県	413	21	1,941	396	3,014	13,760	3,758				23,304
全体	168,203	21	288,919	291,371	158,929	16,353	7,585		2,541	6,269	940,190



2

原子力損害賠償について

■ 東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力賠償の範囲の判定等に関する中間指針（原子力損害賠償紛争審査会）：平成23年8月5日

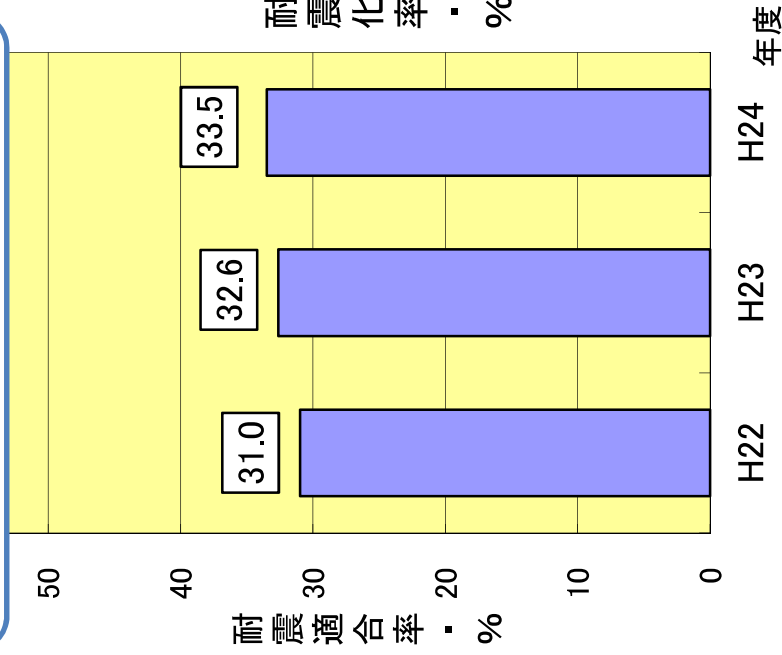
厚生労働省水道課 事務連絡		請求対象期間	東京電力 提示内容
H24 5.1	【1回目の損害賠償請求の受付開始】 東京電力株式会社福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の事故による原子力損害への賠償に係る基準等について	H23年 11月末	【賠償対象】 検査、放射性物質低減、摂取制限対応、汚染発生土保管/処分、等に係る追加的費用（※必要かつ合理的な範囲） 【先送り】 逸失利益（給水収益減等）、人件費、広報費用（摂取制限指示以外）
H24 8.30	【2回目の損害賠償請求の受付開始】 東京電力株式会社福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の事故による原子力損害への賠償の2回目の請求受付開始について	H24年 3月末	請求対象期間の変更 賠償対象は変更無し、但し、広報費用について賠償対象外の例示を追加
H25 1.31	【3回目の損害賠償請求の受付開始】 東京電力株式会社福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の事故による原子力損害への賠償の営業損害等に係る請求の受付開始（3回目）について	H24年 3月末	減収分（逸失利益）及び人件費を請求対象に追加
H25 7.31	【4回目の損害賠償請求の受付開始】 東京電力株式会社福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の事故による原子力損害への賠償の平成24年度分に係る請求の受付開始（4回目）について	H25年 3月末	平成24年度に発生した費用が対象 賠償対象の追加・変更無し
H25 11.5	平成25年度以降の原子力損害に関する東京電力株式会社の賠償の考え方について	H25年度 以降	H25年度以降に発生した水道水及び水道原水のモニタリング、放射性物質が検出された浄水発生土に係る費用の考え方を提示

※東京電力との合意が困難である場合は「原子力損害賠償紛争解決センター」に申し立てることも可能
【水道事業における現在申立中の事例】 福島県桑折町（H25.9.11）、福島市（H25.10.30）

【1-4】水道事業における耐震化の状況（平成24年度）

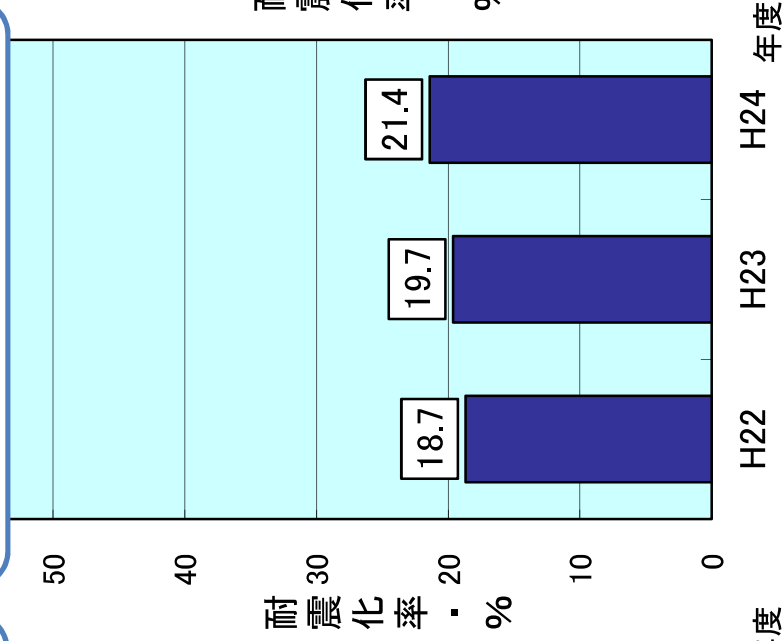
基幹管路

- 昨年度から0.9ポイント上昇しているが、耐震化が進んでいるとは言えない状況。
- 水道事業者別でも進み具合に大きな開きがある。



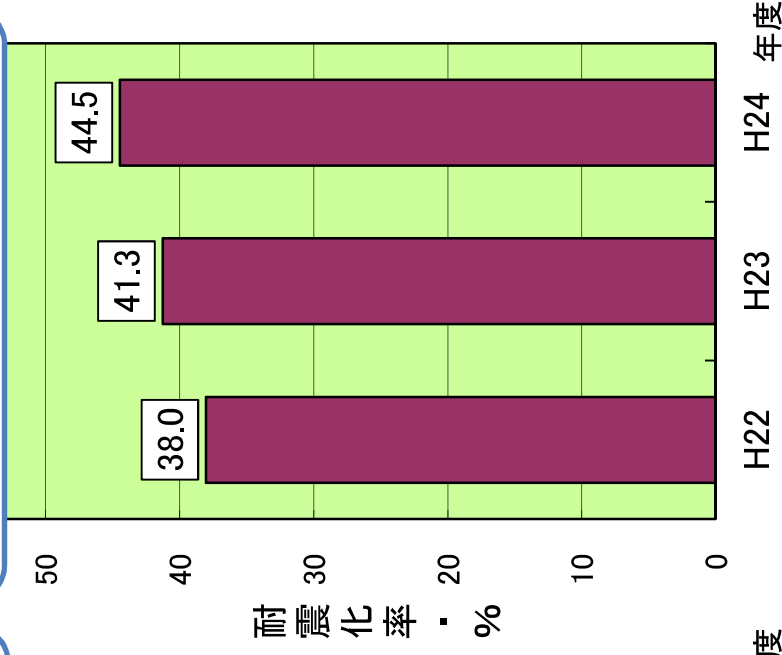
浄水施設

- 施設の全面更新時に耐震化が行われる場合が多く、基幹管路と比べても耐震化が進んでいない。



配水池

- 単独での改修が比較的行いやすいため、浄水施設に比べ耐震化が進んでいる。



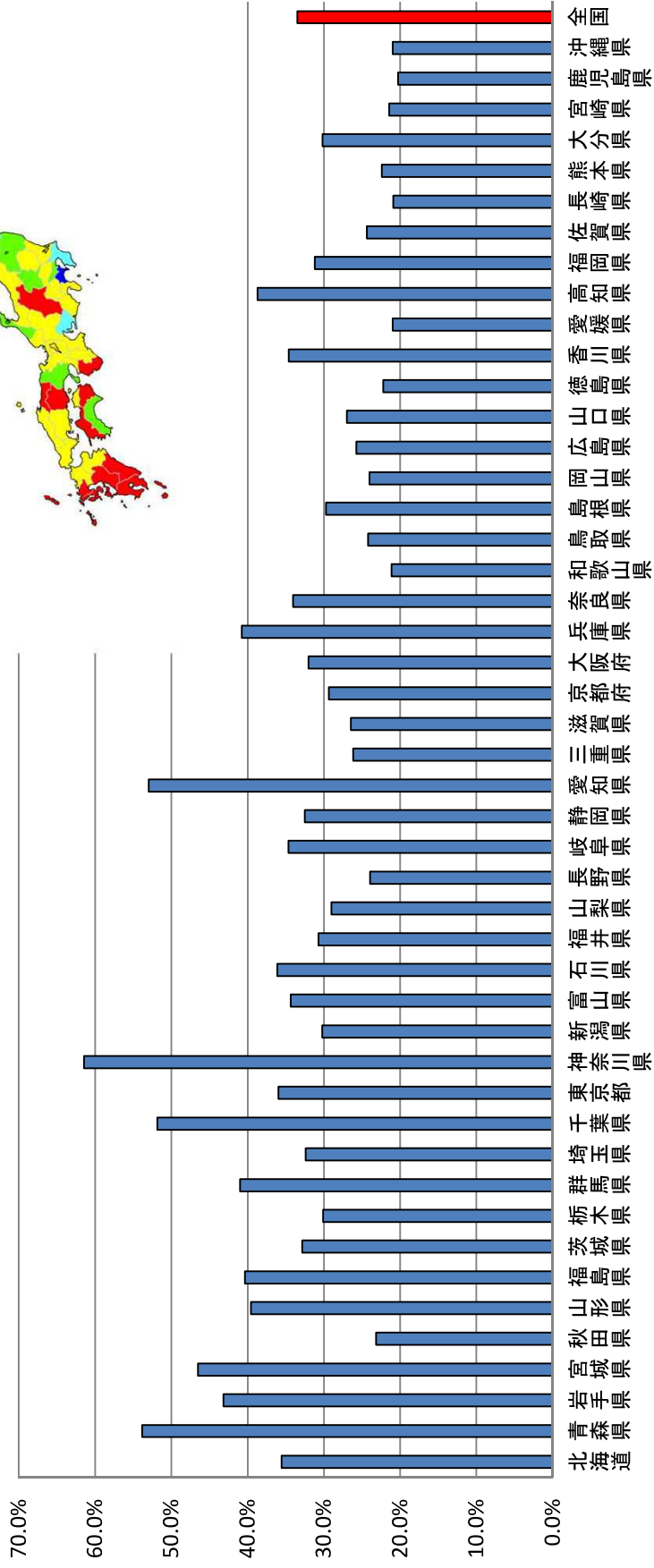
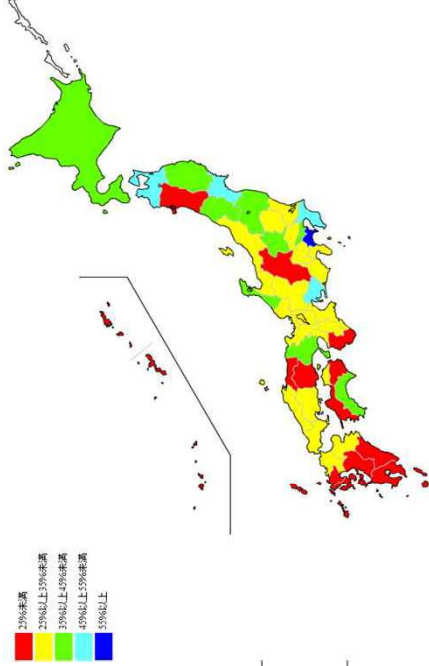
基幹管路の耐震適合率(平成24年度)

水道管路は高度成長長期に多くの布設がなされているが、これらは耐震性が低く、震災時の安定給水に課題がある。全国の耐震適合性のある管路の割合は33.5%にとどまっており、事業体間、地域間でも大きな差があることから、全体として底上げが必要なが状況である。

【全国値】 (23年度) (24年度)

32.6% → 33.5%

前年度からの伸びは0.9ポイント



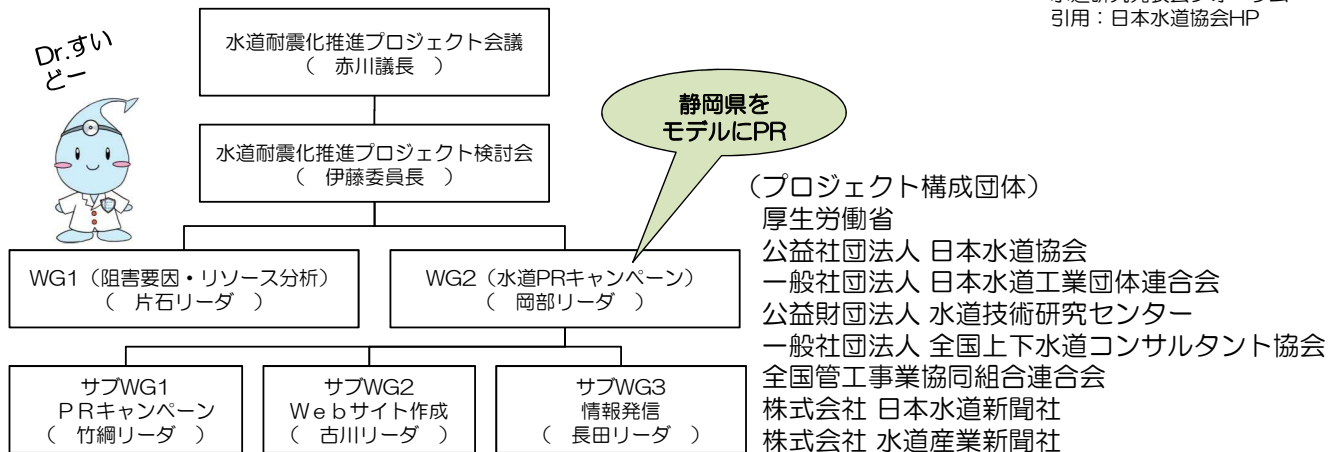
水道耐震化推進プロジェクト

2012年5月 水道研究発表会フォーラム「水道施設の耐震化・更新のための広報を考えよう」
 2012年10月 北海道旭川市第81回全国総会「水道耐震化推進プロジェクト」の設立表明

- ステークホルダーに応じた広報施策の展開
- オープンな情報発信によるリスク・コミュニケーションの構築
- 情報の見える化（抽象的な表現の排除）
- 各水道事業者の規模等に応じた効果的な広報と広域的連携



水道研究発表会フォーラム
引用：日本水道協会HP



水道耐震化ポータルサイト（水道耐震化推進プロジェクト）

■ 水道事業者のPRを支援するサイト

- ・水道の耐震化に関する広報・パンフレット・写真等の情報発信を行う。

<http://suido-taishin.jp/>

<http://www.suidosos.com/>

水道耐震化ポータルサイト

検索

みんなの水道クリニック

検索

注）水道PRキャンペーンのWebサイトも掲載しています



サイトの掲載内容（予定）

- ・耐震化率都道府県別マップ★
- ・耐震関連水道HotNews ★
- ・水道管路被害予測システム及び手引き
- ・適合地盤判定支援
- ・水道事業者の広報事例★
- ・水道施設の災害写真等★
- ・水道PRキャンペーン関連情報
水道SOS図鑑、スローガン
Dr. すいどー、テレビCM、パンフ等

注）★印など一部掲載中
今後充実していく予定

【1-5】消費税率の引上げに伴う水道料金等の取扱いについて

消費税率は、平成26年4月1日から8%に引き上げ

「消費税率の引上げに伴う水道料金等の取扱いについて」(平成25年12月17日付け健水発1217第1号及び第2号厚生労働省健康局水道課長通知)により、円滑かつ適正な対応を依頼

通知概要

①消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法について

■消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置

- ・商品又は役務の買手側である特定事業者が、商品又は役務の売手側である特定供給事業者に対して、消費税の転嫁拒否等の行為を行うことを禁止。
- ・特定供給事業者が消費税の転嫁拒否等の行為を受けたことを公正取引委員会などに知らせたことを理由として、特定事業者が取引の数量を減じ、取引を停止し、その他不利益な取扱いをする報復行為を行うことも禁止。

■消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置

- ・事業者が消費税分を値引きする等の宣伝や広告を行うことを禁止(禁止される表示の具体例:「消費税は転嫁しません。」、「消費税率上昇分値引きします。」)。口頭も含めて禁止。

②水道料金に係る消費税の経過措置について

■平成26年4月1日前から継続的に行っている水道水の供給については、同日以降初めて水道料金の支払を受ける権利が確定する場合について、所要の経過措置が設けられており、当該料金の一部については従前の税率(5%)によることとなる。

③その他

■各水道事業者等においては、今回の消費税率の引上げに伴う適正な転嫁等に関して、水道利用者の十分な理解を得るよう努めるとともに、速やかに条例改正等の所要の手続きを進めるようお願いする。また、供給規定を変更した場合は、水道法第14条第5項又は同条第6項の規定に基づきその旨を届け出る又は認可を受けるようお願いする。

【1-6】 事業認可等に関する改正等について

「水道事業等の認可の手引き」の改訂(平成23年10月3日)

- 認可等に関する申請や審査等についての厚生労働省健康局水道課の基本的な考え方を取りまとめたもの
- 認可等に当たっては、それぞれの水道事業や水道用水供給事業によって地域の実情、歴史的な沿革等が千差万別であることから、それぞれの実態を踏まえて適切に取り組まれない

「水道事業等の認可の手引き」

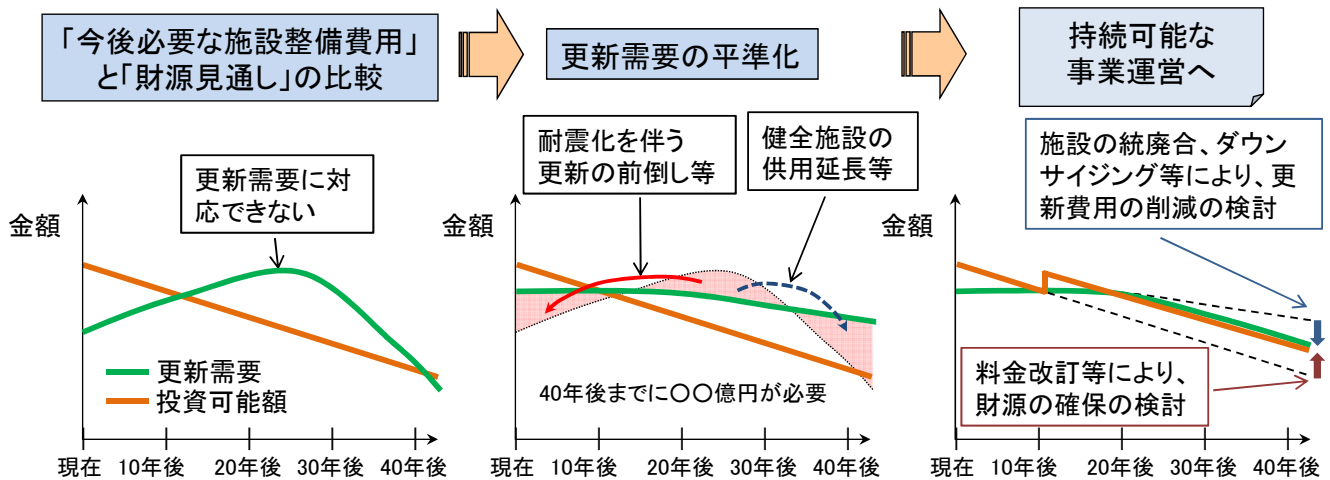
<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/jouhou/other/dl/o10_1003_renraku4.pdf>

長期的な視点での持続可能な水道施設の管理運営には、アセットマネジメントが必要不可欠

●水道事業におけるアセットマネジメントとは・・・

→ 水道施設による給水サービスを継続していくために必要な補修、更新といった施設管理に必要な費用と、そのための財源を算定し、長期的視点に立って経営していくことである。

アセットマネジメント実践



アセットマネジメントに関する取り組み

- 厚生労働省は、平成21年7月7日に「水道事業におけるアセットマネジメント(資産管理)に関する手引き」を作成した。
- アセットマネジメントの実施状況は、1,496事業者のうち約30%であり、計画給水人口5万人未満の事業者については約12%にとどまっている。
- 中小の水道事業体においては、手引きが詳しいためすぐに実践するには活用しにくい面もあると考えられることから、アセットマネジメント実践のための簡易支援ツールを作成し、平成25年6月に公表した。
- 現在、アセットマネジメントの講習会等を実施しており、H25年度中に45都道府県で開催予定である。

アセットマネジメントの実施状況

(単位:事業者数)

計画給水人口		5万人未満	5万人～10万人	10万人～25万人	25万人～50万人	50万人以上	用水供給事業	合計
H22	割合	8.2%	41.7%	59.6%	67.2%	79.3%	62.4%	25.7%
H24	調査事業者数	963	211	145	61	25	91	1,496
	実施事業者数	120	98	96	44	21	61	440
	割合	12.5%	46.4%	66.2%	72.1%	84.0%	67.0%	29.4%
H22からH24への割合の伸び		4.3%	4.7%	6.6%	4.9%	4.7%	4.6%	3.7%

水道施設整備事業の事前評価及び再評価

「水道施設整備事業の評価実施要領」(平成16年7月12日策定、平成23年7月7日改正)

「水道施設整備費国庫補助事業評価実施細目」(平成16年7月12日策定、平成23年7月7日改正)

「水道事業の費用対効果分析マニュアル」(平成19年7月策定、平成23年7月改正)

「水道施設整備事業の評価実施要領等解説と運用」(平成23年7月策定)

に基づき、適切に評価を実施

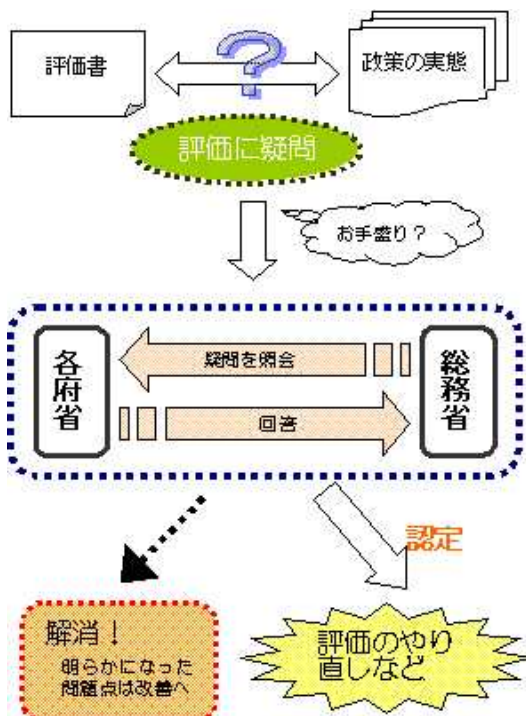
※事業評価の事例や知見の蓄積、総務省における政策評価の点検の結果(客観性担保評価活動)や行政刷新会議「事業仕分け」における評価などを踏まえ、

平成23年7月、実施要領、実施細目、マニュアルを一部改正するとともに、解説と運用を新たに策定

対象事業	○簡易水道等施設整備費補助金の交付を受けて実施する事業 ○水道水源開発等施設整備費補助金の交付を受けて実施する事業 ○水資源機構が実施する事業(厚労大臣がその実施に要する費用の一部を補助する者に限る) ※地域自主戦略交付金から、水道施設整備費に振り替わる事業も対象
事前評価	事業費10億円以上の事業を対象に、事業の採択前の段階において実施
再評価	事業採択後5年を経過して未着手、10年を経過して継続中、10年経過以降は原則5年経過して継続中の事業を対象に実施 なお、水道水源開発のための施設(海水淡水化施設を除く)の整備を含む事業は、本体工事等の着手前に実施。ただし、この場合は以後10年間評価を要しない(平成21年4月より導入) また、社会経済情勢の急激な変化等により事業の見直しの必要が生じた場合は、適宜実施

総務省の点検(認定活動)について

総務省による政策評価の内容点検 《認定関連活動》



《総務省による点検概要》

- (1) 総務省により各府省の政策評価について、「社会経済の実態を反映していないのではないか」など評価の内容面の点検が行われる。
- (2) 疑問を抱いたものについて、各府省に事実関係や考え方の照会などが行われる。
- (3) 疑問が解消しない場合には、必要に応じて評価のやり直しなどの必要性が「認定」されることとなる。また、疑問が解消した場合でも、この過程で明らかになった問題点は、各府省に改善を求められる。

《総務省による最近の公共事業に係る政策評価の点検結果》

- 平成22年度の点検結果(平成23年8月26日)
点検対象 4省11事業124件
このうち、52件の評価について、個別課題の指摘あり。
厚生労働省関係は、簡易水道施設整備事業について4件の指摘あり。
- 平成23年度の点検結果(平成24年3月30日)
点検対象 3省10事業51件
このうち、11件の評価について、個別課題の指摘あり。
厚生労働省関係は、特に指摘は無し。

《指摘事項の類型(平成23年度点検結果からの事例)》

- ①計上する便益の算出過程に疑義
- ②計上する費用の算出過程に疑義
- ③評価結果に関する説明が不十分
- ④需要予測に疑義
- ⑤計上されている費用及び便益の現在価値に疑義
- ⑥費用として計上しないことに疑義

事業評価の適正な水需要予測の実施

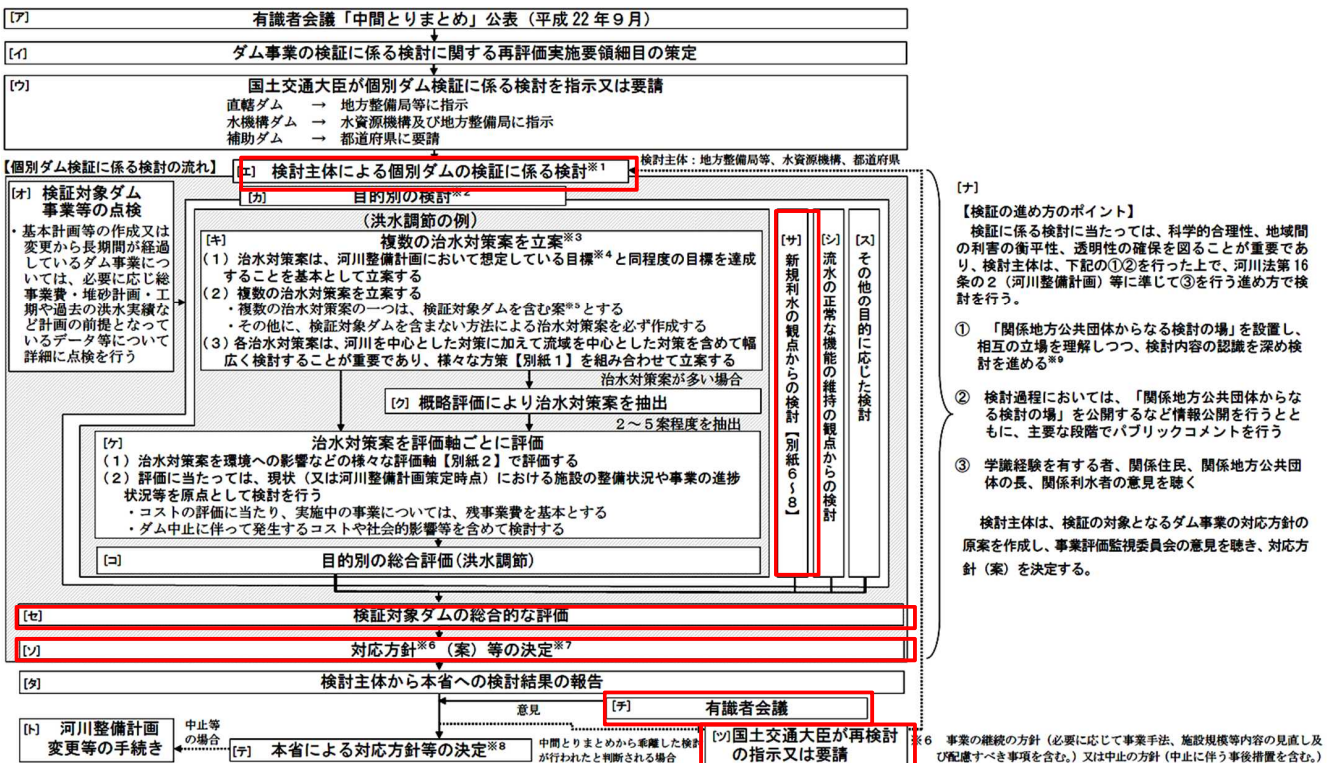
事業評価において、便益算定にあたっての将来の水需要予測が事業実施又は継続の判断の可否に影響するような場合は、その予測が適切に実施されなければならない。

- マニュアル^(※)では、便益算定の基礎となる人口、需要水量等の将来値は、原則として直近の実績値や水使用実態を勘案した合理的な予測を行うものとしている。
- また、客観的に見て妥当なものとなるよう以下の事項に留意することとしている。
 - ・人口推計は、コーホート要因法など人口動態の実績に基づいて推計
 - ・需要予測は、重回帰など、できるかぎり要因分析的な手法により推計
- 事業評価により算出された水需要予測は、次回の事業認可又は届出における水需要予測の簡素化が可能となることに留意し、適正に算出すること。

※「水道事業の費用対効果分析マニュアル(平成23年7月改訂)」

国土交通省所管ダム事業における検証の動向①(中間とりまとめ)

中間とりまとめ 個別ダムの検証の進め方等



【検証の進め方のポイント】

検証に係る検討に当たっては、科学的合理性、地域間の利害の衡平性、透明性の確保を図ることが重要であり、検討主体は、下記の①②を行った上で、河川法第16条の2(河川整備計画)等に基づいて③を行う進め方で検討を行う。

- ① 「関係地方公共団体からなる検討の場」を設置し、相互の立場を理解しつつ、検討内容の認識を深め検討を進める^{※9}
- ② 検討過程においては、「関係地方公共団体からなる検討の場」を公開するなど情報公開を行うとともに、主要な段階でパブリックコメントを行う
- ③ 学識経験を有する者、関係住民、関係地方公共団体の長、関係利水者の意見を聴く

検討主体は、検証の対象となるダム事業の対応方針の原案を作成し、事業評価監視委員会の意見を聴き、対応方針(案)を決定する。

1 検討に当たっては、流域及び河川の概要(流域の地形・地質・土地利用等の状況、特徴的な治水の歴史、河川の現状と課題、現行の治水計画、利水計画)、検証対象ダム事業の概要(目的、経緯、進捗状況等)について整理しておくことが重要である。

2 目的別の検討に当たっては、必要に応じ、相互に情報の共有を図りつつ検討することが重要である。

3 河川整備計画は当該検証対象ダムを含めて様々な方策の組合せで構成されるものであり、検証対象ダムを含まない方法による治水対策案を立案する場合は、河川整備計画において想定している目標と同程度の安全度を達成するために、当該ダムに代替する効果をもつ方策の組み合わせの案を検討することを基本とする。

4 一級河川のうち国土交通大臣が管理する区間においては、戦後最大洪水又は超過確率年が「数十年」程度の洪水としている場合が多い。

5 河川整備計画が策定されている水系においては、河川整備計画を基本とし、河川整備計画が策定されていない水系においては、河川整備計画に相当する整備内容の案を設定する。

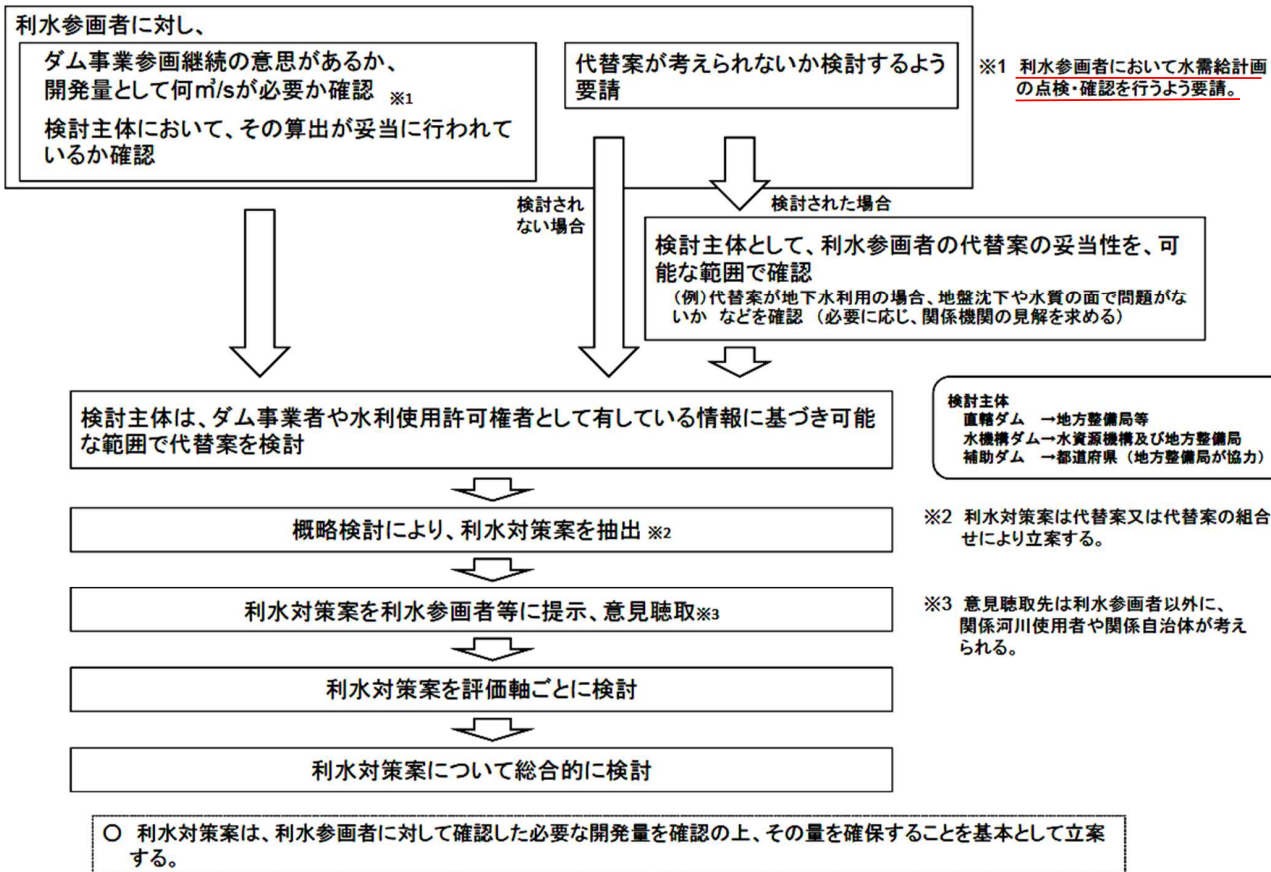
6 事業の継続の方針(必要に応じて事業手法、施設規模等内容の見直し及び配慮すべき事項を含む。)又は中止の方針(中止に伴う事後措置を含む。)をいう。

7 直轄ダム、水機構ダムの場合は「対応方針(案)の決定」、補助ダムの場合は「対応方針の決定」。

8 直轄ダム、水機構ダムの場合は「対応方針の決定」、補助ダムの場合は「補助金交付等に係る対応方針の決定」。

9 関係地方公共団体の数が多い場合等においては、必要に応じ代表者を選定するなどの工夫をする。

中間とりまとめ 個別ダムの検証における新規利水の観点からの検討



ダム検証の状況

2月4日現在、83ダム事業のうち、64ダム事業で検証が済み、このうち44ダム事業が継続、20ダム事業が中止となった

	直轄	機構	補助	合計
検証対象	25	5	53	83
継続	15	1	28	44
	新桂沢ダム(北海道開発局)、三笠ぼんべつダム(北海道開発局)、平取ダム(北海道開発局)、サンルダム(北海道開発局)、成瀬ダム(東北地方整備局)、ハツ場ダム(関東地方整備局)、新丸山ダム(中部地方整備局)、足羽川ダム(近畿地方整備局)、横瀬川ダム(四国地方整備局)、山鳥坂ダム(四国地方整備局)、大分川ダム(九州地方整備局)、立野ダム(九州地方整備局)、本明川ダム(九州地方整備局)、鳴瀬川総合開発(東北地方整備局)、鳥海ダム(東北地方整備局)	小石原ダム	厚幌ダム(北海道)、駒込ダム(青森県)、築川ダム(岩手県)、最上小国川ダム(山形県)、儀明川ダム(新潟県)、新保川ダム再開発(新潟県)、内ヶ谷ダム(岐阜県)、鳥羽河内ダム(三重県)、河内川ダム(福井県)、吉野瀬川ダム(福井県)、安威川ダム(大阪府)、金出地ダム(兵庫県)、西紀生活貯水池(兵庫県)、切目川ダム(和歌山県)、波積ダム(島根県)、庄原生活貯水池(広島県)、平瀬ダム(山口県)、椋川ダム(香川県)、和食ダム(高知県)、春遠生活貯水池(高知県)、五ヶ山ダム(福岡県)、伊良原ダム(福岡県)、石木ダム(長崎県)、浦上ダム(長崎県)、玉来ダム(大分県)、川内沢ダム(宮城県)、矢原川ダム(島根県)、木屋川ダム再開発(山口県)	
中止	4	0	16	20
	戸草ダム(中部地方整備局)、荒川上流ダム再開発(関東地方整備局)、吾妻川上流総合開発(関東地方整備局)、七滝ダム(九州地方整備局)		奥戸生活貯水池(青森県)、筒砂子ダム(宮城県)、大多喜ダム(千葉県)、常浪川ダム(新潟県)、晒川生活貯水池(新潟県)、黒沢生活貯水池(長野県)、駒沢生活貯水池(長野県)、布沢川生活貯水池(静岡県)、北川ダム(滋賀県)、武庫川ダム(兵庫県)、大谷川生活貯水池(岡山県)、柴川生活貯水池(徳島県)、五木ダム(熊本県)、タイ原ダム(沖縄県)、大和沢ダム(青森県)、有田川総合(佐賀県)	

※国土交通省HP資料より厚生労働省水道課で作成(2月4日時点)

検証の状況（予断を持たない検討の実施のお願い）

水道事業者においても、直近の実績値や水使用実態等を勘案し、ダム開発量や代替案立案の可能性などについて、予断を持たず検討するなど、検討主体に対して必要な協力を引き続き実施するようお願い申し上げます。

<p style="text-align: right;">事務連絡 平成22年9月30日</p> <p style="text-align: center;">御中</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省健康局水道課</p> <p style="text-align: center;">今後の治水対策のあり方について中間とりまとめの公表について</p> <p>日頃から水道行政の推進にご協力いただき、感謝申し上げます。 国土交通省においては「できるだけダムによらない治水」への政策転換を進めるため、平成21年12月3日に「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」を設置し、検討が進められ、平成22年9月27日に「今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ」（以下、中間とりまとめ）が策定されました。 http://www.mlit.go.jp/river/shingikai_blog/tisuinorikata/220927arikata.pdf 中間とりまとめには、今後の治水対策の方向性や、個別ダムの検証にあたっての手順、評価などが示されています。また、検証は治水だけでなく、新規利水の観点からの検討も行うことになっており、利水代替案や評価軸などが示されています。 今後の水道行政の推進や水道に関する計画の検討、策定等にあたって参考となると考えますので、お知らせいたします。 各都道府県水道行政担当部（局）におかれましては、貴管下の水道事業者等に対して周知をお願いします。また、中間とりまとめに示された検証の対象とするダム事業に参画する水道事業者に対しては別添についてもあわせて周知をお願いします。</p> <p style="text-align: right;">本件問い合わせ先 厚生労働省健康局水道課 中須賀、山田 電話03(5253)1111 内線4010、4014</p>	<p style="text-align: right;">別添</p> <p style="text-align: center;">個別ダムの検証にあたってのお願い</p> <p>中間とりまとめが策定されたことを踏まえ、国土交通大臣から、中間とりまとめに示された検証の対象とするダム事業（以下、検証ダム）について、直轄ダムについては地方整備局等に、水機構ダムについては独立行政法人水資源機構及び地方整備局にそれぞれ検証に係る検討の指示、補助ダムについては都道府県に検証に係る検討の要請が平成22年9月28日になされました。</p> <p>中間とりまとめによると、各地方整備局等、水機構、都道府県が「検討主体」となっており、検証に係る検討が行われます。利水に関しては、検討主体から利水参画者に対し、ダム事業参画継続の意思があるか、開発量として何 m³/s が必要か、また必要に応じ、利水参画者において水需給計画の点検・確認を行うよう要請がなされるとともに、代替案が考えられないか検討するよう要請がなされます。利水参画者において代替案を検討した場合は、検討主体において、利水参画者の代替案の妥当性を可能な範囲で確認がなされます。これらの内容を踏まえ、検討主体においては、ダム事業者や水利権許可権者として有している情報に基づき可能な範囲で代替案の検討がなされます。その後、検討主体においては、治水等もあわせた総合的な評価を行い、対応方針（案）等を決定し、国土交通大臣に報告がなされます。検討結果の報告を受けた後、国土交通大臣においては、今後の治水対策のあり方に関する有識者会議の意見を聴き、対応方針の決定がなされますが、中間とりまとめから乖離した検討が行われたと判断される場合、再検討の指示又は要請がなされます。</p> <p>つきましては、検証ダムに参画している水道事業者におかれましては、検討主体から各種の要請がなされた場合においては予断を持たずに検討するなど、<u>必要な協力を実施するようお願い</u>申し上げます。また、検討にあたっては、既得水利の合理化・転用の可能性、ダム事業（中止や撤退の場合も含む）や代替案の実施に要する水道事業者としてのコストなどについても、<u>検討主体などと積極的に連携・調整するようお願い</u>申し上げます。</p>
--	---

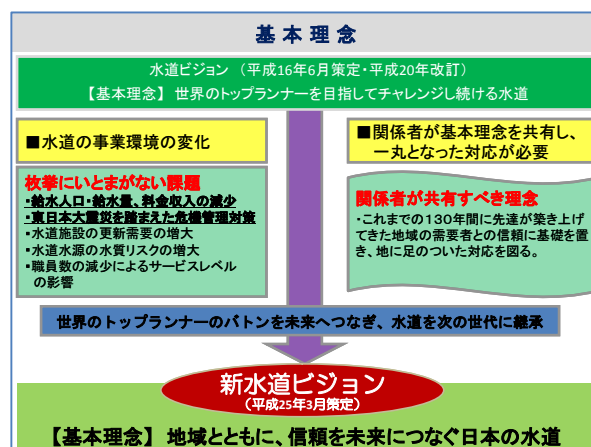
新水道ビジョンの概要

1 背景

厚生労働省では、平成16年に策定した水道ビジョンを平成20年に改訂し、これを基に水道に関する取り組みを進めてきました。しかし、人口減少社会の到来や東日本大震災の経験など、水道を取り巻く状況に大きな変化が生じていることを受け、取り組み内容の見直しの必要性が生じてきました。こうした背景を踏まえ、これまで水道関係者が経験したことの無い時代に求められる課題に挑戦するため、「新水道ビジョン」を公表することとしました。「新水道ビジョン」では、今後の水道の方向性を示すに当たり、50年、100年先を見据えた水道の理想像を明示し、その理想像を具現化するために、当面の間に取り組むべき事項や方策、関係者の役割分担を具体的に示しています。

2 基本理念

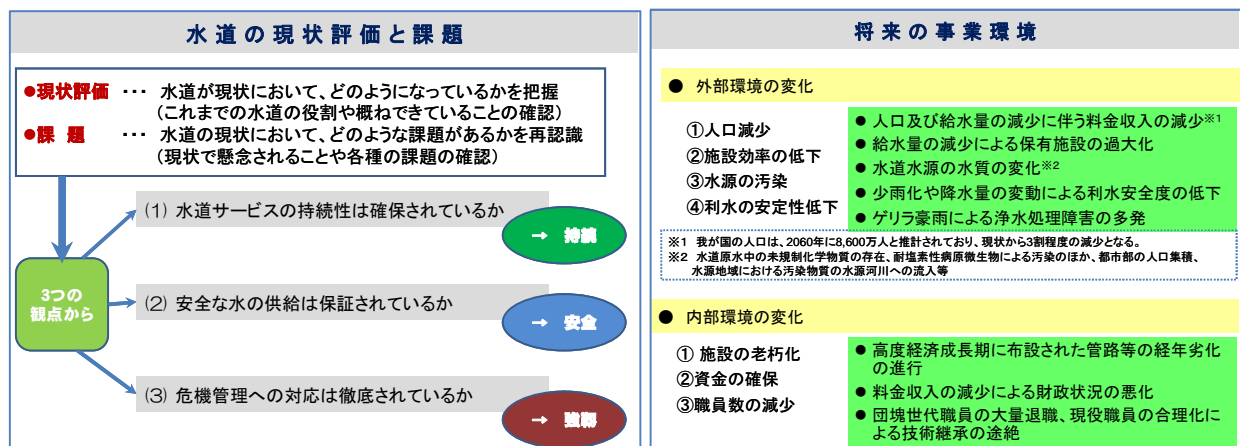
今後、水道が直面する課題に対し、関係者の強い意志の下で一丸となって対応していくことが必要です。「新水道ビジョン」では、水道の給水対象である「地域」と、これまで築き上げてきた「信頼」を重要視し、水道を次の世代に継承する基本理念として、「地域とともに、信頼を未来につなぐ日本の水道」としています。



3 水道の現状評価と課題・将来の事業環境

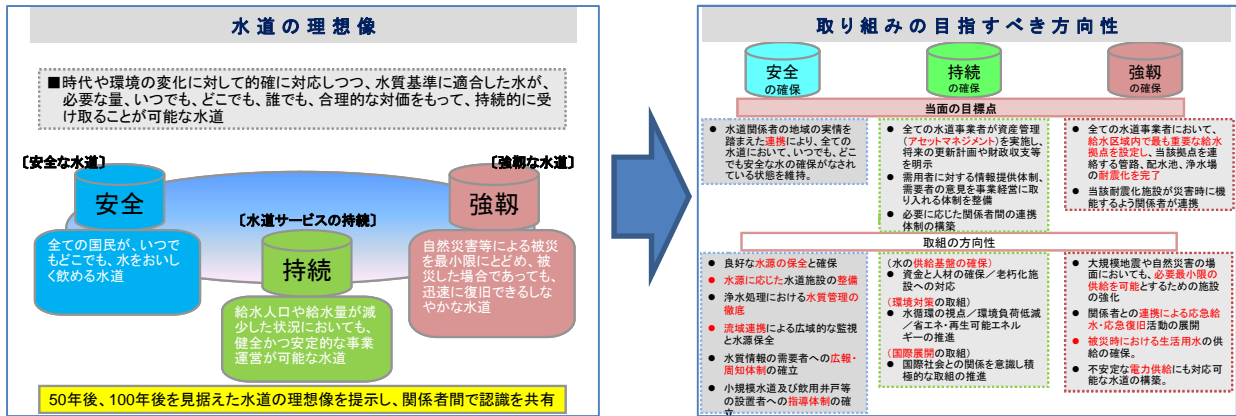
現状の水道がどのような状況にあるのかを把握し、その状況を踏まえた水道の現状評価と課題について、「水道サービスの持続性の確保」「安全な水の供給の保証」「危機管理への対応の徹底」に整理しています。

また、現状評価と課題から予測される将来の水道の事業環境について、水道事業の「外部環境」と「内部環境」に分けて提示し、方策等の展開につなげています。



4 取り組みの目指すべき方向性

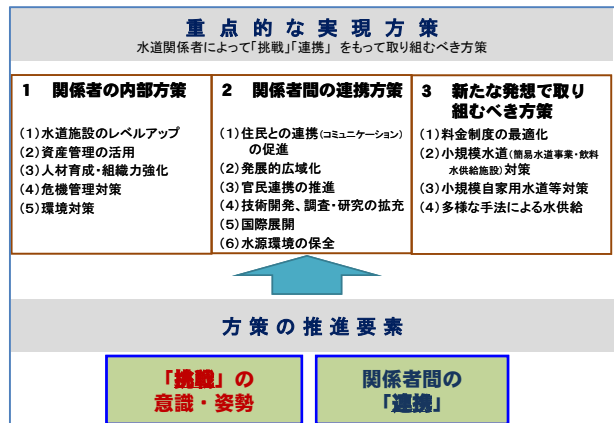
50年後、100年後を見据えた水道の理想像を、「安全」「強靱」「持続」の3つの観点から具体的に提示し、関係者間で共有して認識すべきとしています。また、当面の目標点と取り組みの方向性を、3つの観点のそれぞれについて明示しています。



5 方策の推進要素・重点的な実現方策

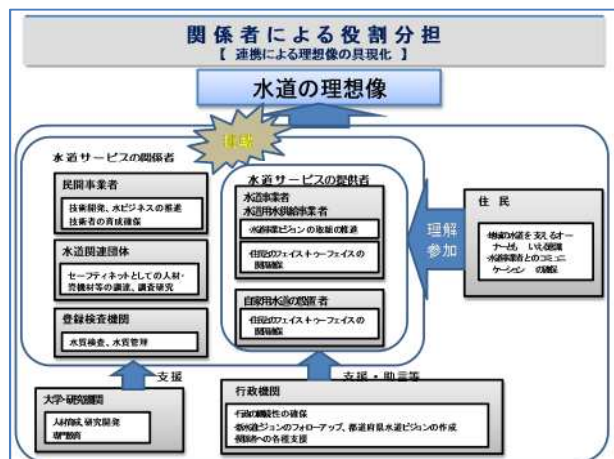
水道事業者が取り組む方策の推進については、停滞させることなく、適切な方向性を定め、将来の水道の理想像の実現に向けた取り組みを推進しなければなりません。そこで、「挑戦」と「連携」を方策の推進要素と位置づけ、取り組みの推進を図ることとしています。

また、実現方策については、「安全」「持続」「強靱」の3つの観点の複数に関係する方策があることから、取り組む主体に着目し、関係者の内部方策、関係者間の連携方策、新たな発想で取り組むべき方策に整理し、「挑戦」と「連携」をもって取り組むべきものを重点的な実現方策として具体的に示しています。



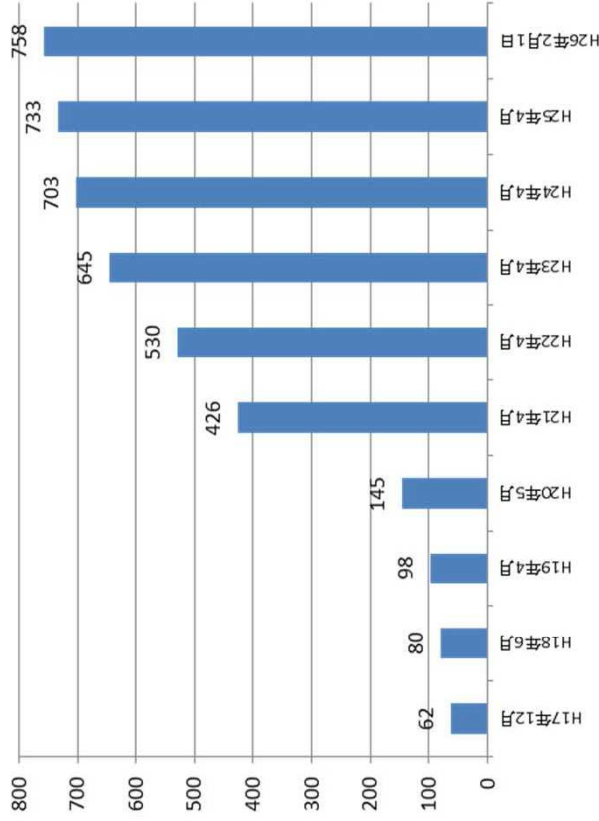
6 関係者の役割分担

各種方策の実施に当たっては、関係者がそれぞれの立場に応じて適正に役割分担することが必要です。そこで、関係者の役割を、水道の行政機関、水道事業者・水道用水供給事業者、自家用水道の設置者、水道法に基づく登録検査機関、水道関連団体、民間事業者、大学・研究機関、住民のそれぞれについて示しています。



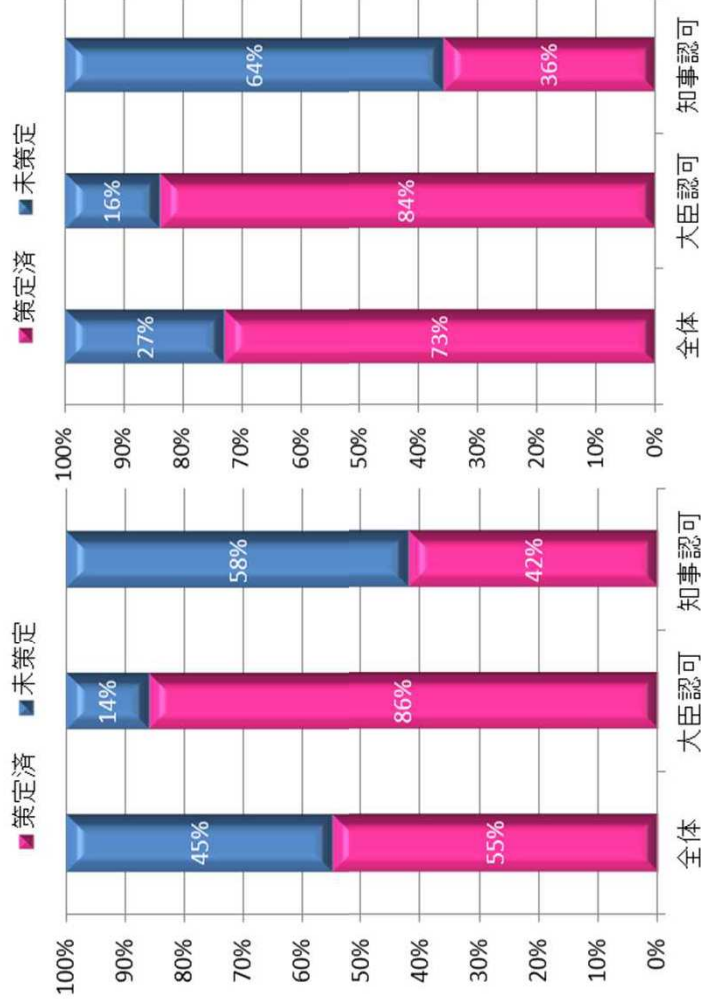
水道事業ビジョン(地域水道ビジョン) 策定状況の推移【H26年2月1日現在】

○水道事業ビジョン(地域水道ビジョン)
策定状況の推移
(上水道事業及び水道用水供給事業における合計プラン数)



※厚生労働省において内容を確認できた年月による
 ※複数事業を1プランでまとめているものがあるため、事業数とは一致しない。

○規模別地域水道ビジョン策定状況
事業数割合(上水道) 事業数割合(用水供給)



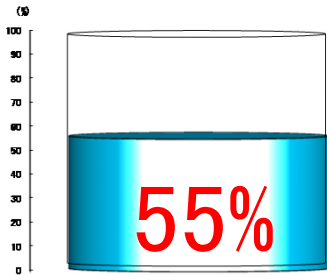
【策定済事業数内訳】
 全体：781
 大臣認可：350
 知事認可：431

【策定済事業数内訳】
 全体：69
 大臣認可：61
 知事認可：8

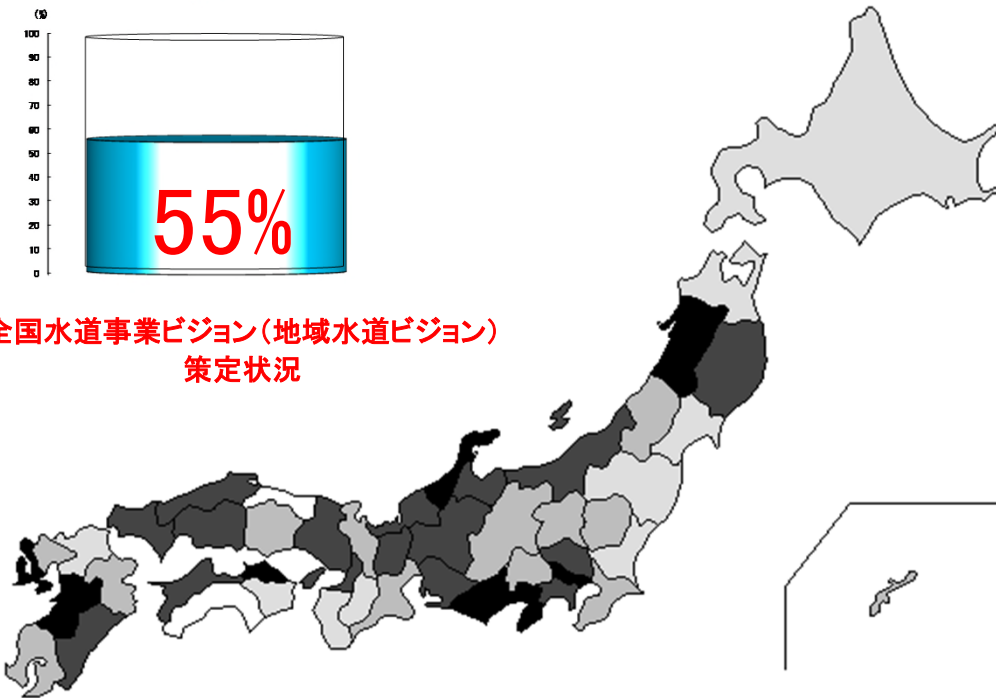
※「策定済」とは厚生労働省において内容を確認できたもの

平成26年2月1日現在

都道府県別水道事業ビジョン(地域水道ビジョン)策定状況(上水道事業) 《事業数割合》

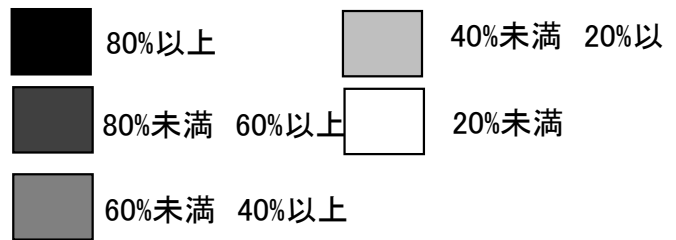


全国水道事業ビジョン(地域水道ビジョン)
策定状況



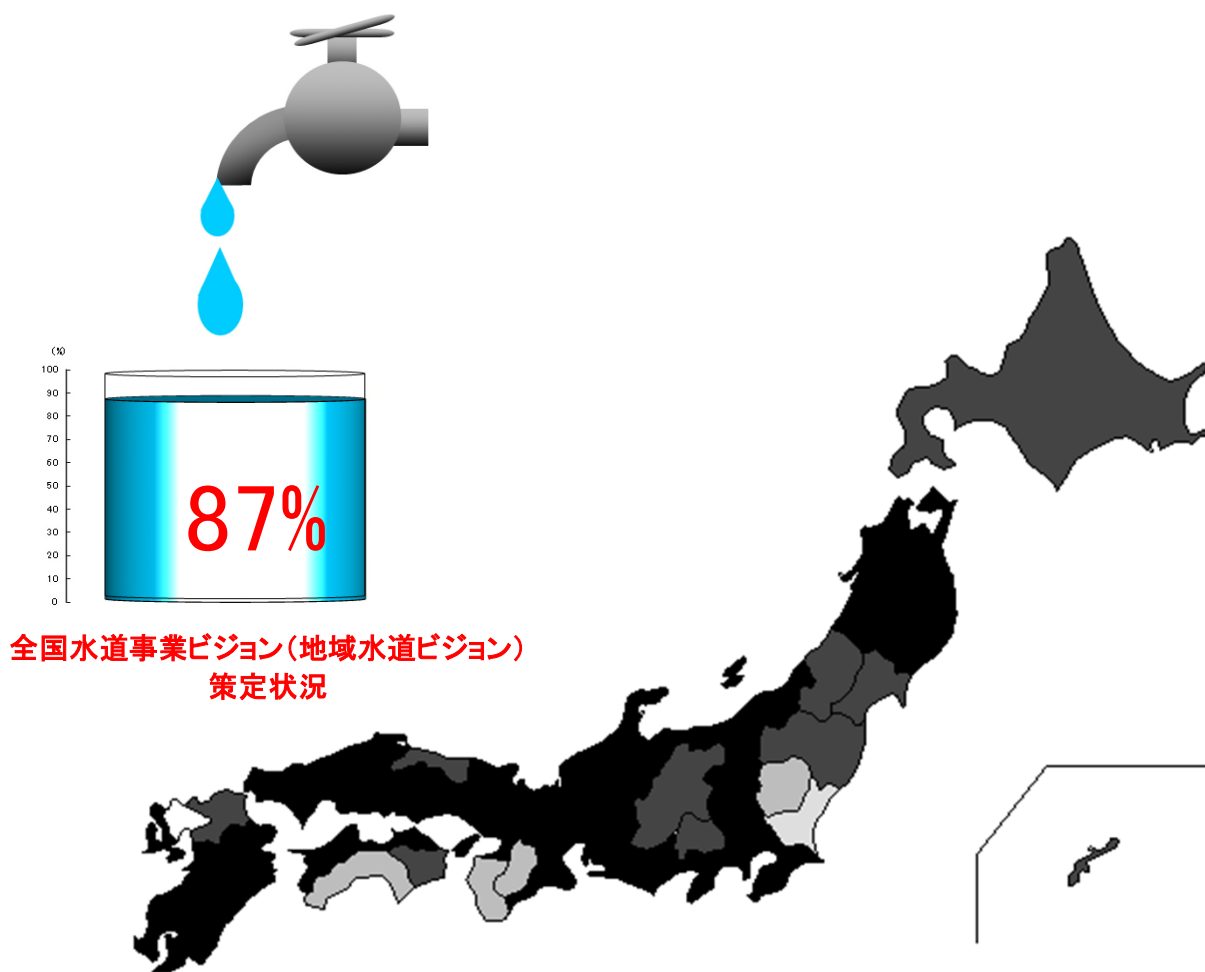
$$\text{割合} = \frac{\text{地域水道ビジョン策定数}}{\text{上水道事業数}}$$

凡 例



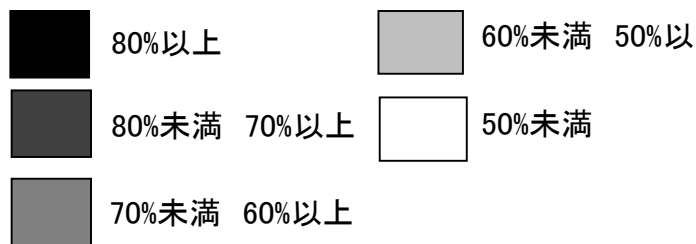
平成26年2月1日現在

都道府県別水道事業ビジョン(地域水道ビジョン)策定状況(上水道事業) 《給水人口割合》



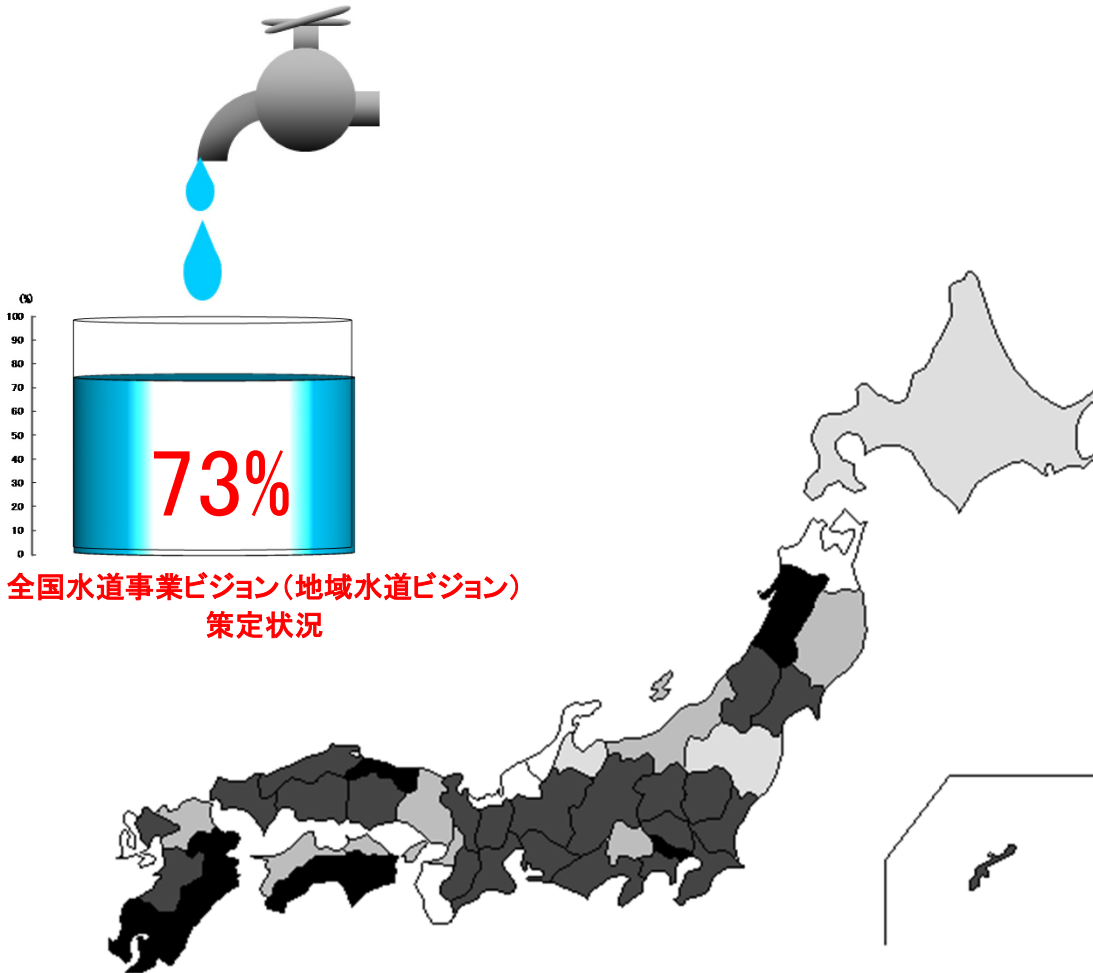
$$\text{割合} = \frac{\text{地域水道ビジョン策定給水人口(人)}}{\text{給水人口(人)}}$$

凡 例




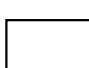



平成26年2月1日現在

都道府県別水道事業ビジョン(地域水道ビジョン)策定状況(用水供給事業) 《事業数割合》

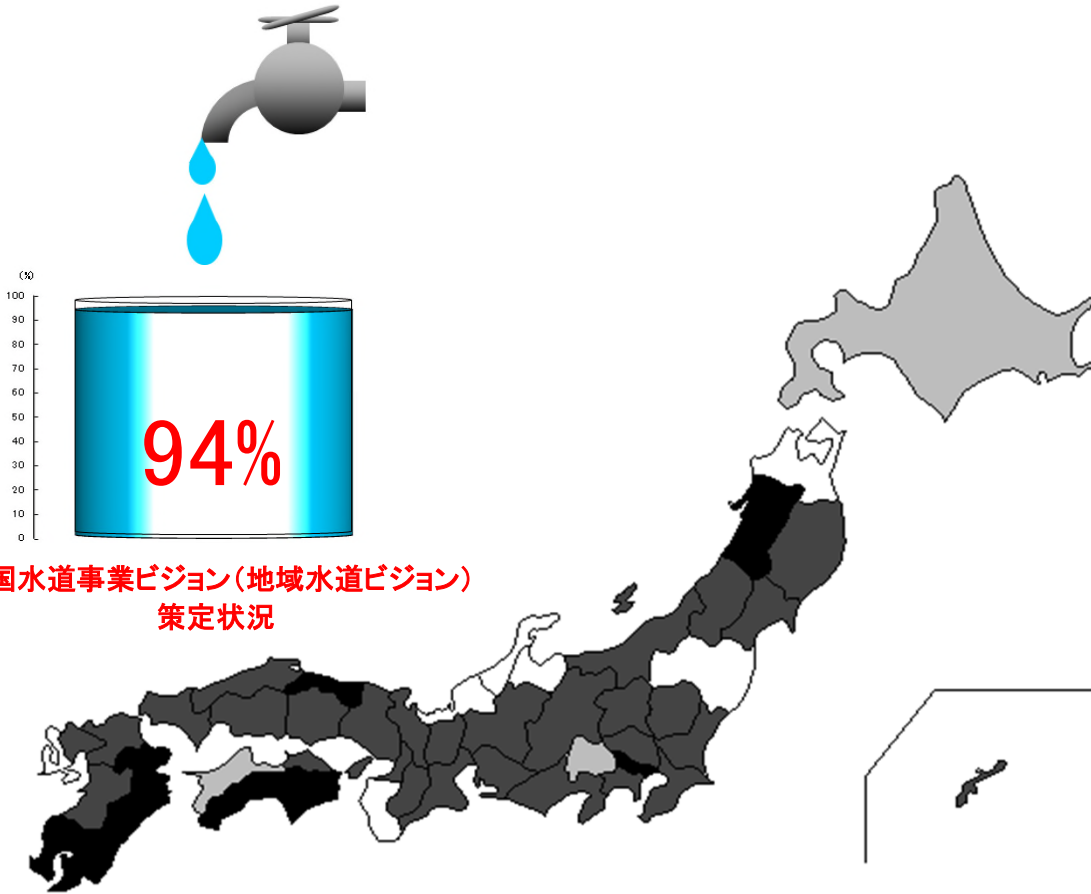


$$\text{割合} = \frac{\text{地域水道ビジョン策定数}}{\text{水道用水供給事業数}}$$

凡 例	
	75%以上
	75%未満 50%以
	50%未満 25%以
	25%未満
	水道用水供給事業なし

平成26年2月1日現在

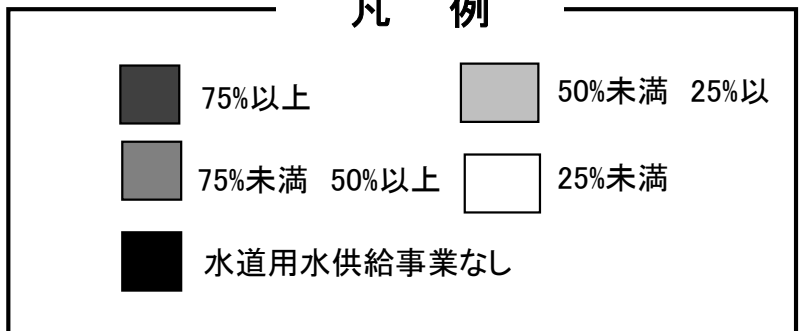
都道府県別水道事業ビジョン(地域水道ビジョン)策定状況(用水供給事業) 《1日最大給水量割合》



全国水道事業ビジョン(地域水道ビジョン)
策定状況

$$\text{割合} = \frac{\text{地域水道ビジョン策定給水量}}{\text{水道用水供給事業給水量}}$$

凡 例



水道事業ビジョン(地域水道ビジョン)都道府県別策定状況(大臣認可事業)

平成26年2月1日現在

都道府県			上水道事業			用水供給事業		
			大臣認可事業数	水道事業ビジョン策定済事業数	割合(%)	大臣認可事業数	水道事業ビジョン策定済事業数	割合(%)
01	北海道		0	0	-	0	0	-
02	青森県		4	3	75	1	0	0
03	岩手県		5	5	100	2	1	50
04	宮城県		10	7	70	2	2	100
05	秋田県		4	4	100	0	0	-
06	山形県		5	5	100	3	3	100
07	福島県		9	9	100	2	1	50
08	茨城県		15	9	60	4	4	100
09	栃木県		9	6	67	2	2	100
10	群馬県		10	9	90	4	4	100
11	埼玉県		38	33	87	1	1	100
12	千葉県		21	15	71	6	6	100
13	東京都		1	1	100	0	0	-
14	神奈川県		8	7	88	1	1	100
15	新潟県		10	9	90	2	1	50
16	富山県		4	4	100	4	1	25
17	石川県		6	6	100	1	0	0
18	福井県		4	4	100	2	0	0
19	山梨県		3	3	100	1	1	100
20	長野県		9	9	100	2	2	100
21	岐阜県		7	6	86	1	1	100
22	静岡県		13	13	100	4	4	100
23	愛知県		32	30	94	1	1	100
24	三重県		9	9	100	2	2	100
25	滋賀県		11	9	82	1	1	100
26	京都府		11	9	82	1	1	100
27	大阪府		34	29	85	1	1	100
28	兵庫県		18	14	78	2	2	100
29	奈良県		8	7	88	1	1	100
30	和歌山県		3	3	100	0	0	-
31	鳥取県		2	2	100	0	0	-
32	島根県		2	2	100	2	2	100
33	岡山県		6	6	100	4	4	100
34	広島県		7	7	100	3	3	100
35	山口県		9	8	89	1	1	100
36	徳島県		2	2	100	0	0	-
37	香川県		6	6	100	1	1	100
38	愛媛県		4	4	100	1	1	100
39	高知県		1	1	100	0	0	-
40	福岡県		19	10	53	3	2	67
41	佐賀県		5	2	40	2	2	100
42	長崎県		4	4	100	1	0	0
43	熊本県		2	2	100	0	0	-
44	大分県		3	3	100	0	0	-
45	宮崎県		3	3	100	0	0	-
46	鹿児島県		3	3	100	0	0	-
47	沖縄県		9	8	89	1	1	100
合計			408	350	86	73	61	84

※事業数は、平成23年度水道統計データによる。

※策定済事業数は、厚生労働省で内容を確認できたものを計上。

水道事業ビジョン(地域水道ビジョン)都道府県別策定状況(都道府県知事認可事業)

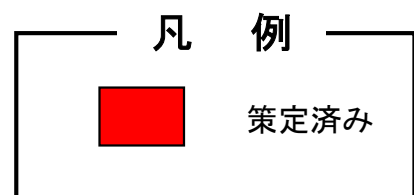
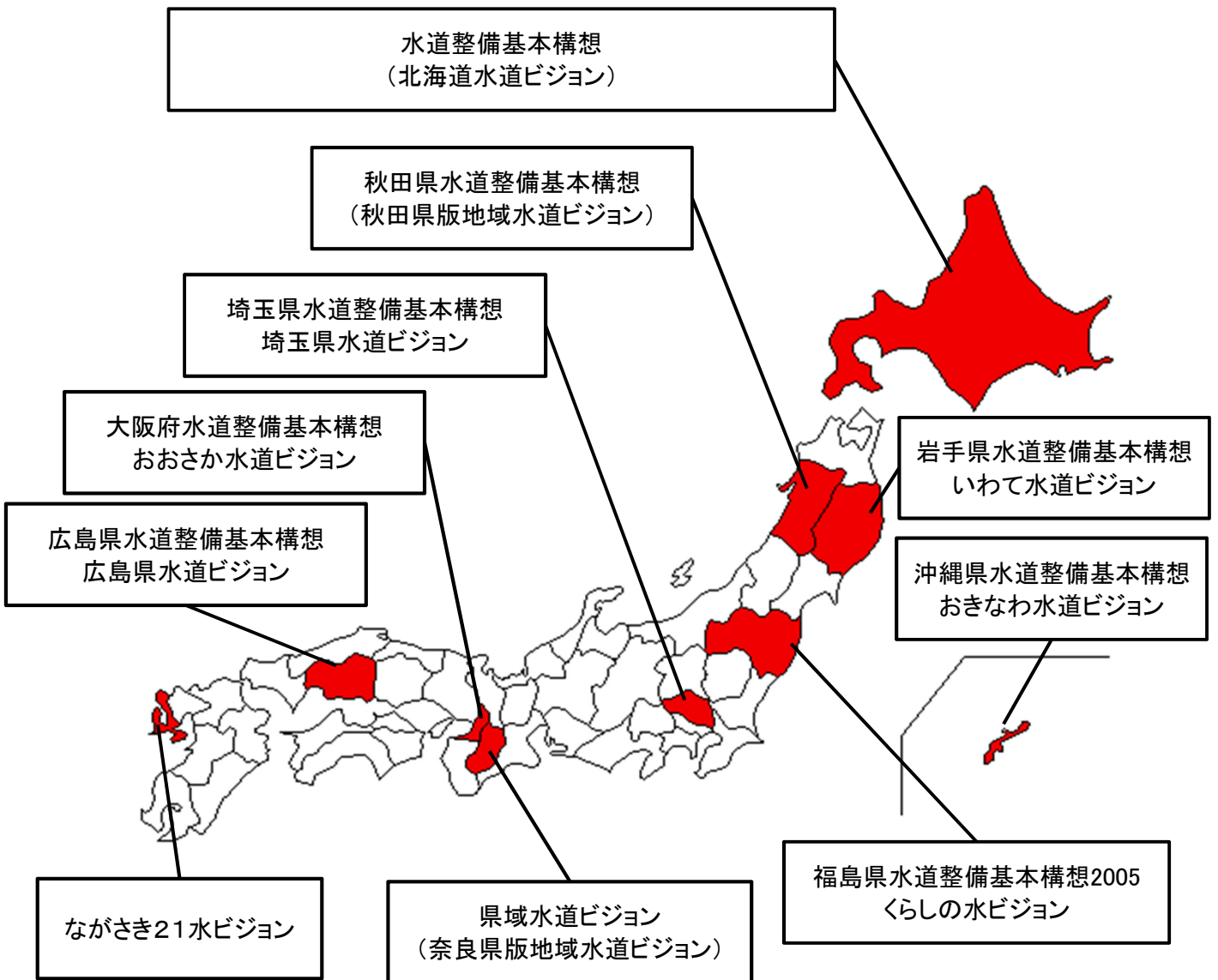
平成26年2月1日現在

都道府県		上水道事業			用水供給事業		
		知事認可事業数	水道事業ビジョン策定済事業数	割合(%)	知事認可事業数	水道事業ビジョン策定済事業数	割合(%)
01	北海道	100	23	23	5	2	40
02	青森県	23	6	26	0	0	-
03	岩手県	25	17	68	0	0	-
04	宮城県	23	1	4	0	0	-
05	秋田県	18	17	94	0	0	-
06	山形県	23	10	43	1	1	100
07	福島県	28	5	18	1	0	0
08	茨城県	31	3	10	0	0	-
09	栃木県	25	10	40	0	0	-
10	群馬県	21	5	24	0	0	-
11	埼玉県	26	12	46	0	0	-
12	千葉県	23	9	39	0	0	-
13	東京都	5	4	80	0	0	-
14	神奈川県	12	8	67	0	0	-
15	新潟県	23	11	48	1	1	100
16	富山県	8	4	50	0	0	-
17	石川県	13	12	92	0	0	-
18	福井県	12	8	67	0	0	-
19	山梨県	14	6	43	1	0	0
20	長野県	57	18	32	2	1	50
21	岐阜県	36	22	61	0	0	-
22	静岡県	27	19	70	0	0	-
23	愛知県	12	4	33	0	0	-
24	三重県	17	5	29	0	0	-
25	滋賀県	11	6	55	0	0	-
26	京都府	15	4	27	0	0	-
27	大阪府	9	1	11	1	0	0
28	兵庫県	27	17	63	2	0	0
29	奈良県	20	2	10	0	0	-
30	和歌山県	22	4	18	2	0	0
31	鳥取県	12	0	0	0	0	-
32	島根県	12	7	58	0	0	-
33	岡山県	18	5	28	0	0	-
34	広島県	11	5	45	0	0	-
35	山口県	6	2	33	0	0	-
36	徳島県	17	4	24	0	0	-
37	香川県	10	10	100	1	0	0
38	愛媛県	30	23	77	1	0	0
39	高知県	17	2	12	0	0	-
40	福岡県	33	7	21	3	2	67
41	佐賀県	12	6	50	0	0	-
42	長崎県	28	28	100	0	0	-
43	熊本県	27	23	85	1	1	100
44	大分県	13	4	31	0	0	-
45	宮崎県	19	14	74	0	0	-
46	鹿児島県	34	15	44	0	0	-
47	沖縄県	16	3	19	0	0	-
合計		1021	431	42	22	8	36

※事業数は、平成23年度水道統計データによる。

※策定済事業数は、厚生労働省で内容を確認できたものを計上。

都道府県ビジョン策定状況



水道産業国際展開支援の主な取組

日本の高い水道技術を活かし、水道分野における国際展開を推進するため、民間企業や自治体等による活動を支援し、関係者一体の施策展開を図る。

日本経済再生本部(平成24年12月26日 閣議決定により設置)

(資源確保・インフラ輸出戦略の推進)

世界各地の現場で働く邦人の安全を最優先で確保しつつ、エネルギー・鉱物資源の海外権益確保と我が国の世界最先端インフラシステムの輸出を後押しするため、内閣官房長官は関係大臣と協力して、関係閣僚会議の場などを通じて推進すること。(平成25年1月25日 第3回会合)

経協インフラ戦略会議(平成25年3月12日 内閣総理大臣決裁により設置)

インフラシステム輸出戦略(平成25年5月17日 第4回経協インフラ戦略会議決定)

(中小・中堅企業及び地方自治体のインフラ海外展開の促進)

- ・医療、リサイクル、水分野など特定分野においてポテンシャルを有する中小・中堅企業への支援、地方自治体の海外展開について後押しする。

厚生労働省の取組

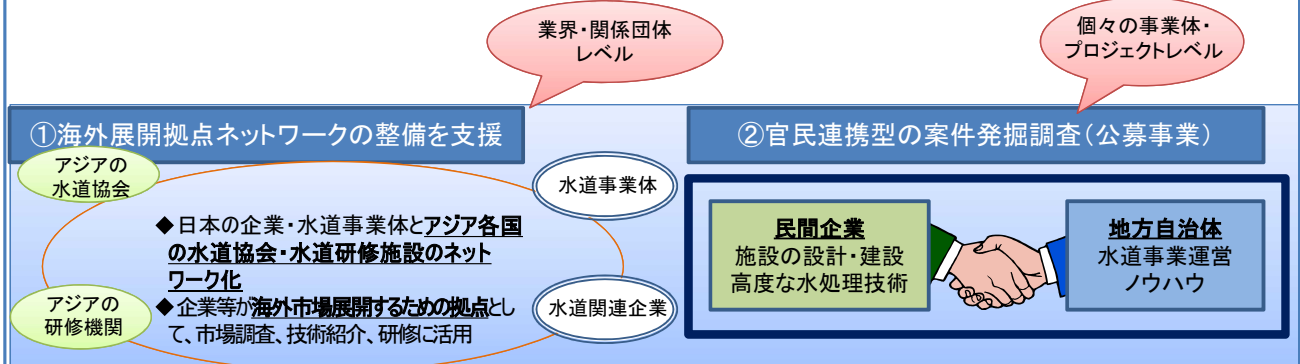
1. 日本企業の海外市場への売り込み(20年度～)

日本の水道産業をアジア諸国等に国際展開するため、水道事業者、関連企業等を募っての調査、講演等を実施。

①相手国政府と共同で、相手国の水道事業者等を対象に水道セミナーを開催、日本の水道技術や企業をPR。

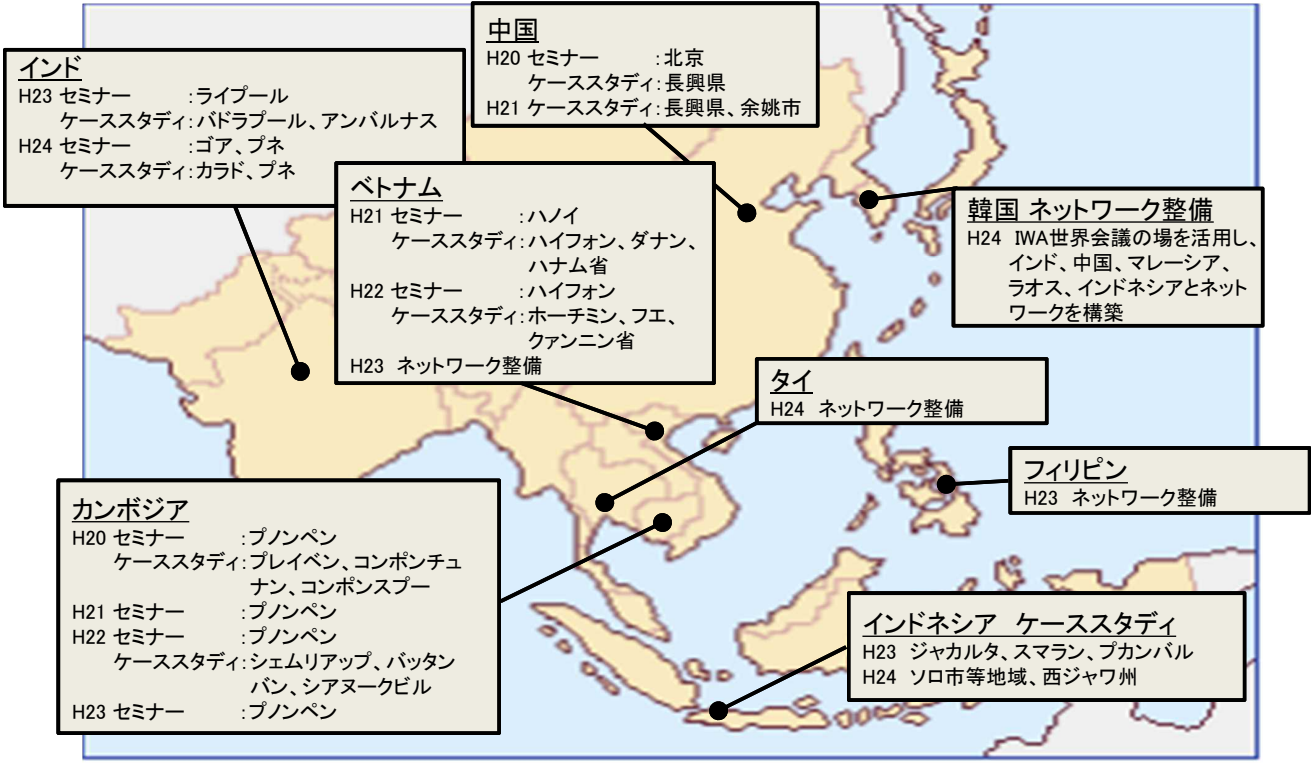
②現地ニーズに対応した日本型水道システムのモデル作り(ケーススタディ)・・・現地調査、説明会

2. 自治体や企業が自律的にビジネス展開することを支援(23年度～)



水道産業国際展開推進事業

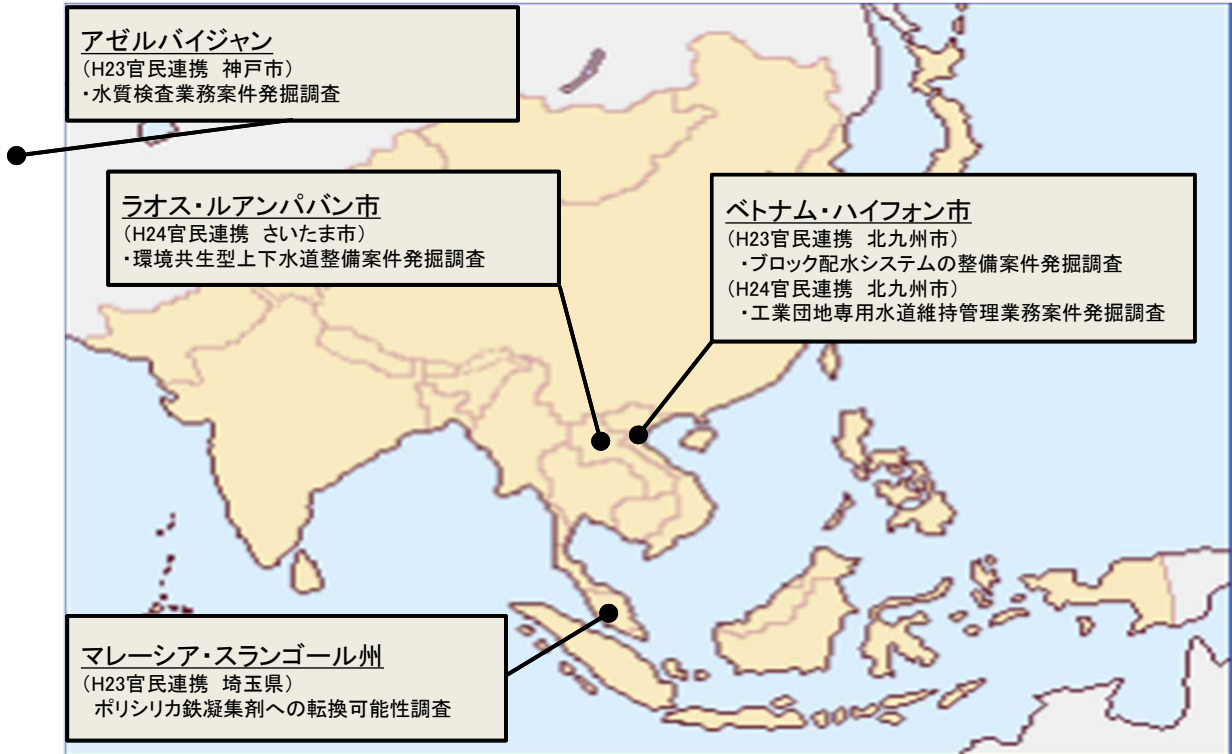
(セミナー、ケーススタディ、ネットワーク整備(H23～))



3

水道産業国際展開推進事業

(官民連携型案件発掘調査 H23年度～)



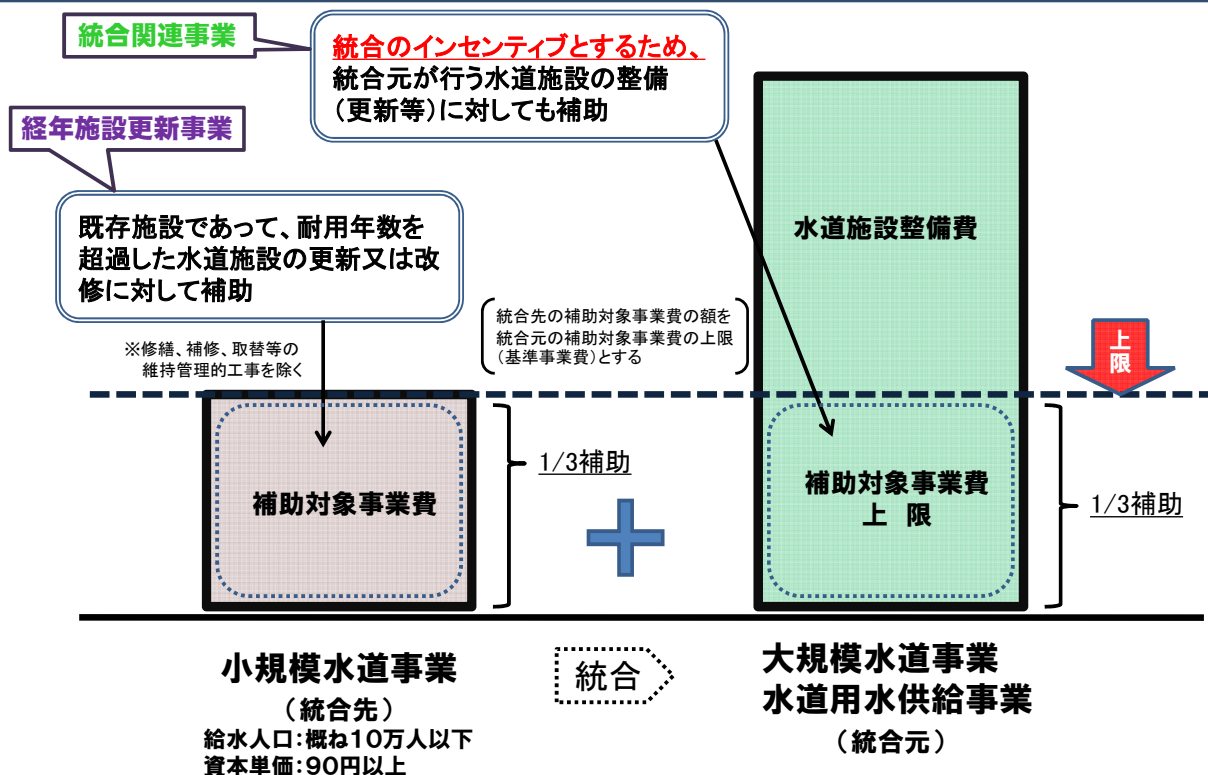
4

水道広域化の推進

人口減少社会を迎えて、水道事業の運営基盤強化のための課題解決には、近隣事業者の状況にも目を向け、広域化や官官・官民連携を行うことが重要であり、全国各地で様々な取組が実施されている。

八戸圏域水道企業団	H20.1に「北奥羽地区水道事業協議会」を設立。 青森県県南と岩手県県北の広域連携を検討中。
岩手中部広域水道企業団	北上市、花巻市、紫波町との垂直統合。 H23.5に「岩手中部水道広域化推進協議会」を設立。 H23.10に統合に関する覚書を締結。H26.4に統合予定。
群馬県東部	太田市、館林市、みどり市等3市5町の水平統合。 H24.7に「群馬東部水道広域研究会」を設立。 H28.4の統合・企業団設立を目指す。
秩父地域	秩父市、横瀬町、小鹿野町、皆野・長瀬上下水道組合の水平統合。 H23.11に「秩父地域水道広域化委員会」を設置。 H28.4の事業統合を目指す。
君津広域水道企業団	木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市との垂直統合を目指し、 H23.10に「君津地域水道事業統合研究会」を設立。
香川県	県内一水道を目指し、H23.8に「香川県水道広域化協議会」を設立。

水道広域化促進事業（補助事業）



「水道分野における官民連携推進協議会」の実施について

官民連携推進協議会

水道分野を取り巻く環境が年々厳しさを増す中で、これらの課題に対し、官民連携など地域の実情に応じた形態により、運営基盤を強化することが不可欠である。

そのため、水道事業者等と民間事業者とのマッチング促進を目的とした協議会を全国各地で開催している。

平成22年度	仙台市、さいたま市、名古屋市
平成23年度	広島市、福岡市、さいたま市
平成24年度	札幌市、郡山市、仙台市、盛岡市、大阪市
平成25年度	札幌市、東京都、大津市、高松市



平成26年度以降の開催についてご希望がある場合は、水道計画指導室にお問い合わせ願います。

【2-2】広域的水道整備計画の策定及び改定状況について

平成25年12月31日現在

都道府県名	計画名称	策定年度	目標年度	改定履歴
北海道	石狩東部地域広域的水道整備計画	H16	H42	H6→H16
	石狩西部地域	H13	H47	H3→H13
	空知北部地域	H17	H42	S53→S58→H7→H17
	十勝地域	S56	H12	
青森	津軽圏域中央部広域的水道整備計画	H20	H35	S54→H5→H20
	八戸圏域	S60	H17	
	上十三地区	S56	H9	廃止(H22)
岩手	中部圏域広域的水道整備計画	H24	H40	S58→H24
	胆江圏域	H22	H40	H1→H22
宮城	南部水道広域圏広域的水道整備計画	S51	H7	
	石巻地方	S54	H12	
山形	置賜地域広域的水道整備計画	S62	H17	S53→S62
	村山	S51	H7	
	最上地域	S55	H17	
	庄内地域	S60	H17	S55→S60
福島	会津地域広域的水道整備計画	S56	H12	
	県北ブロック	S60	H12	
	県南ブロック	H8	H33	S62→H8
	浜通り地域	H4	H17	
茨城	県中央地域広域的水道整備計画	S59	H12	
	鹿行地域	H3	H22	
	県南地域	S53	H12	
	県西地域	S54	H12	
栃木	県央地域広域的水道整備計画	S58	H12	
群馬	県央地域広域的水道整備計画	S52	H7	
	東部地域	S60	H12	
埼玉	埼玉広域水道圏広域的水道整備計画	H15	H27	H2→H15
	秩父広域水道圏	H22	H42	
千葉	西部圏域広域的水道整備計画	S55	H7	
	東部圏域	S58	H12	
	南部圏域	H2	H22	
神奈川	東部地域広域的水道整備計画	H12	H27	S55→H12
新潟	新潟地域広域的水道整備計画	S53	H17	
	魚沼地域	S54	H17	
	上越地域	S53	H17	
石川	加賀能登南部地域広域的水道整備計画	H12	H27	S55→S62→H12
福井	南越地域広域的水道整備計画	S57	H17	
山梨	中央地域広域的水道整備計画	H4	H17	
	狭北地域	S55	H12	
	東部地域	H6	H18	H5→H6
長野	上伊那圏域広域的水道整備計画	S55	H12	

平成25年12月31日現在

都道府県名	計画名称	策定年度	目標年度	改定履歴
岐阜	岐阜東部広域的水道整備計画	H17	H39	S62→H6→H17
静岡	大井川地域広域的水道整備計画	H6	H25	S53→H6
	遠州地域 "	H5	H20	S54→H5
愛知	愛知地域広域的水道整備計画	H18	H27	S55→H1→H11→H17 →H18
三重	北部広域圏広域的水道整備計画	H19	H30	S62→H4→H9→H19
	西部広域圏 "	H9	H30	
	南部広域圏 "	H22	H32	S52→S58→S63→H22
滋賀	湖南水道広域圏に係る広域的水道整備計画	H22	H27	S52→H7→H22
京都	京都南部地域広域的水道整備計画	S60	H12	
大阪	大阪府広域的水道整備計画	H22	H27	S55→H2→H12→H18 →H22
兵庫	南部地域広域的水道整備計画 (瀬戸内東南部地域と淡路地域を統合)	H11	H27	S54 } →H11 H1 }
奈良	奈良県北部地域広域的水道整備計画	H12	H41	S58→H12
島根	東部地域広域的水道整備計画	H4	H25	
	中部地域 "	S54	H12	
岡山	岡山県広域的水道整備計画	H17	H27	S60→H3→H14→H16 →H17
広島	広島圏域広域的水道整備計画	S56	H7	S52→S56
	備後圏域 "	H3	H22	S57→H3
山口	東部圏域広域的水道整備計画 (柳井・大島ブロック)	S60	H22	
	東部圏域広域的水道整備計画 (光ブロック)	H2	H22	廃止 (H22)
	山口・小郡地域広域的水道整備計画	S53	H7	廃止 (H22)
香川	香川県広域的水道整備計画	H10	H22	S55→H10
愛媛	宇和島市外1市8町広域的水道整備計画	S54	H12	S53→S54
	松山市外2市5町 "	H5	H22	廃止 (H21)
福岡	福岡地域広域的水道整備計画	H18	H32	S55→H9→H18
	筑後地域 "	H14	H32	S57→H14
	田川地域 "	H2	H17	
	京築地域 "	H2	H17	
佐賀	広域的水道整備計画(佐賀東部水道広域圏)	S51	H7	
	佐賀西部地域広域的水道整備計画	H14	H28	S60→H14
長崎	長崎県南部広域的水道整備計画	H11	H27	
熊本	環不知火海圏域広域的水道整備計画	H9	H25	

(36道府県、68地域で策定 ※廃止された計画は含まない)

 : 目標年度に到達又は超過した計画 (23道府県、43地域)

【2-3】水道整備基本構想等の策定及び改定状況について

平成25年12月31日現在

都道府県名	構想名称	策定年度	目標年度	改定履歴
北海道	水道整備基本構想（北海道水道ビジョン～地域編～）★	H24	H42	S53→S61→H22→H24
青森	青森県水道整備基本構想	H13	H35	S53→S54→S56→H13
岩手	岩手県水道整備基本構想★	H21	H40	S57→S63→H13→H21
宮城	南部水道広域圏 北部水道広域圏（石巻ブロック）	S51 S55	H7 H12	
秋田	秋田県水道整備基本構想★	H20	H32	H4→H20
山形	水道整備基本構想	S53	H17	
福島	福島県水道整備基本構想2005★	H17	H31	S52→S56→H5→H17
茨城	茨城県水道整備基本構想21	H13	H32	
栃木	栃木県水道整備基本構想	S58	H12	
群馬	群馬県水道整備基本構想	S52	H7	
埼玉	埼玉県水道整備基本構想★	H22	H42	S51→S61→H15→H22
千葉	広域的整備基本構想	S52	H17	
神奈川	神奈川県水道整備基本構想	H12	H27	S55→H12
新潟	新潟県水道整備基本構想	S52	H17	
富山	富山県水道整備基本構想	S57	H12	
石川	石川県水道整備基本構想	H12	H27	S54→S62→H12
福井	福井県水道整備基本構想	S55	H17	
山梨	山梨県水道整備基本構想	S54	H12	
長野	長野県水道整備基本構想	S54	—	
岐阜	岐阜県水道整備基本構想	H18	H39	S55→H4→H18
静岡	静岡県水道整備基本構想	S52	H7	
愛知	愛知県水道整備基本構想	H18	H32	S55→H1→H11→H18
三重	三重県水道整備基本構想	H4	H22	S52→S59→H4
滋賀	滋賀県水道整備基本構想	H7	H27	S51→H7
京都	京都府水道整備基本構想	S55	H12	
大阪	大阪府水道整備基本構想★	H23	H42	S54→H2→H23
兵庫	兵庫県水道整備基本構想	H11	H27	S53→H11
奈良	県域水道ビジョン★	H23	—	S58→H12→H23
和歌山	和歌山県水道整備基本構想	S60	H17	
鳥取	鳥取県水道整備基本構想	H2	H22	
島根	島根県水道整備基本構想	H1	H22	S54→H1
岡山	岡山県水道整備基本構想	H14	H37	S60→H7→H14
広島	広島県水道整備基本構想（第2次）★	H22	H32	S52→H13→H22
山口	山口県水道整備基本構想	S60	H17	
徳島	徳島県水道整備基本構想	H13	H27	H2→H13
香川	香川県水道整備基本構想	H10	H28	S55→H10
愛媛	愛媛県水道整備基本構想	H5	H22	S53→H5
高知	高知県水道整備基本構想	S61	H17	

平成25年12月31日現在

都道府県名	構想名称	策定年度	目標年度	改定履歴
福岡	福岡県水道整備基本構想	H2	H20	S53→H2
佐賀	広域的水道整備計画（佐賀東部水道広域圏）	S51	H7	
長崎	ながさき21水ビジョン ★	H23	H37	S59→H7→H23
熊本	熊本県水道整備基本構想	H9	H25	S56→H9
宮崎	宮崎県水道整備基本構想	S56	H12	
沖縄	沖縄県水道整備基本構想 ★	H24	H42	S59→H3→H24

(44 道府県 45 構想)

■：目標年度に到達又は超過した構想（23 道府県 24 構想）

★：都道府県水道ビジョン（都道府県版地域水道ビジョン）として位置づけられているもの（10 構想）

都道府県の策定する水道整備基本構想について、現状分析、評価、将来像の設定、目標の設定、実現方策の検討と言った地域水道ビジョンに記載すべき事項を追加し、都道府県の作成する地域水道ビジョンと位置づけられる内容に見直すことが望ましいとされています。（平成20年7月の水道課長通知）

新水道ビジョンの策定を踏まえ、都道府県水道ビジョンの積極的な見直し・策定をお願いします。

【3 - 1】

亜硝酸態窒素に係る水質基準の設定等について

1. 概要

水質基準等については、平成 15 年の厚生科学審議会答申において、最新の科学的知見に従い、逐次改正方式により見直しを行うこととされ、厚生労働省では水質基準逐次改正検討会を設置し所要の検討を進めているところである。

平成 25 年 3 月開催の厚生科学審議会生活環境水道部会において了承された、亜硝酸態窒素等に係る水質基準等の見直しの方向性を踏まえ、次のとおり改正する。

(1) 水質基準の改正等について

平成 25 年 7 月 22 日付けで内閣府食品安全委員会より通知された、水道により供給される水の水質基準改正に係る食品健康影響評価（亜硝酸態窒素）に基づき、「水質基準に関する省令」（平成 15 年厚生労働省令第 101 号）の一部を改正し、亜硝酸態窒素に係る基準（0.04mg/L）を追加するとともに、「水道法施行規則」（昭和 32 年厚生省令第 45 号）、「水道施設の技術的基準を定める省令」（平成 12 年厚生省令第 15 号）及び「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」（平成 9 年厚生省令第 14 号）並びに「建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則」（昭和 46 年厚生省令第 2 号）について、それぞれ所要の改正を行う（表 1）。

表 1 亜硝酸態窒素に係る水質基準等の設定案

		基準等（案）
水質基準		0.04 mg/L 以下であること
薬品基準		0.004 mg/L 以下であること
資機材材質基準		0.004 mg/L 以下であること
給水装置浸出性能基準	水栓その他末端給水用具	0.004 mg/L 以下であること
	末端以外の給水用具又は給水管	0.04 mg/L 以下であること
検査回数等 （水道法施行規則、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則）		「硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素」の項目と同等

加えて、関連する検査方法に係る告示について、それぞれ以下の改正を行う。

1) 「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」(平成 15 年厚生労働省告示第 261 号)

ア 水質基準項目の追加に係る検査方法の設定等

- ・亜硝酸態窒素に係る分析方法にイオンクロマトグラフ(陰イオン)による一斉分析法(別表第 13)を設定する。
- ・別表第 13 の「3 試料の採取及び保存」の項にて、試料に残留塩素が含まれている場合には、試料 1 L につきエチレンジアミン溶液(50mg/ml) 1 ml を加えることとする。ただし、亜硝酸態窒素の検査を行わない場合は、エチレンジアミン溶液の添加を省略することができることとする。
- ・表 1 に掲げる、亜硝酸態窒素に係る検水の濃度範囲を 0.004~0.4mg/L とする。

イ その他の事項

- ・ガスクロマトグラフー質量分析計を使用する別表(別表第 14、15、16、17、19、25、26、27、27 の 2、29) について、「純度 99.999 v/v % 以上のヘリウムガス」に限定していたキャリアーガスの種類を拡大し、同程度の検出感度が得られるキャリアーガスの利用を認める。
- ・その他所要の改正

2) 「資機材等の材質に関する試験」(平成 12 年厚生省告示第 45 号)

「3 分析方法」に規定する浸出液の分析方法に、亜硝酸態窒素に係る分析方法としてイオンクロマトグラフ法を追加する。

3) 「給水装置の構造及び材質の基準に係る試験」(平成 9 年厚生省告示第 111 号)

第 2 の「3 分析方法」に規定する浸出液の分析方法に、亜硝酸態窒素に係る分析方法としてイオンクロマトグラフ法を追加する。

(2) 水質管理目標設定項目に係る改正について

水質管理目標設定項目のうち、アンチモン及びその化合物、ニッケル及びその化合物、並びに農薬類の対象農薬リストに掲げる農薬のうち 2 物質(トリクロルホン及びメコプロップ) について、それぞれ目標値を見直し、健康局長通知「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等について」(平成 15 年健発第 1010004 号) を改正する(表 2)。

表2 アンチモン、ニッケル及び農薬類の目標値の見直し案

項目	現行目標値	新目標値 (案)
アンチモン及びその化合物	0.015mg/L 以下	0.02mg/L 以下
ニッケル及びその化合物	0.01mg/L 以下 (暫定)	0.02mg/L 以下
トリクロロホン (DEP) (殺虫剤)	0.03mg/L 以下	0.005mg/L 以下
メコプロップ (MCPP) (除草剤)	0.005mg/L 以下	0.05mg/L 以下

また、平成 25 年 3 月開催の厚生科学審議会生活環境水道部会において了承された農薬類の目標値の見直し案のうち、表 2 に掲げる 2 項目を除く農薬類 10 項目について、新たに目標値を設定し、上記の健康局長通知を改正する (表 3)。

表3 農薬類の目標値の設定案

項目	用途	現行目標値	新目標値 (案)
オキサジクロメホン	除草剤	—	0.02mg/L 以下
オリサストロビン	殺虫剤 殺菌剤	—	0.1mg/L 以下
カズサホス	殺虫剤	—	0.0006mg/L 以下
グルホシネート	除草剤 植物成長 調整剤	—	0.02mg/L 以下
ジチオカルバメート系農薬	殺虫剤 殺菌剤	—	0.005mg/L 以下 (二硫化炭素として)
チアジニル	殺虫剤 殺菌剤	—	0.1mg/L 以下
ピラクロニル	除草剤	—	0.01mg/L 以下
フェントラザミド	除草剤	—	0.01mg/L 以下
ベンゾビシクロン	除草剤	—	0.09mg/L 以下
メタム (カーバム)	殺虫剤	—	0.01mg/L 以下

2. 意見募集の実施等

①水質基準の改正等について、意見募集を行ったところ、「亜硝酸態窒素の水質基準項目への追加等について (案)」及び「建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令案について」(表 1 関係) に対し、それぞれ 24 件、1 件の意見が寄せられた。

②検査方法の告示の改正について、意見募集を行ったところ、39 件の意見が

寄せられた。

③水質管理目標設定項目に係る改正について、意見募集を行ったところ、「アンチモン、ニッケル及び農薬類の目標値の見直しについて（案）」（表2関係）に対して4件、「農薬類の目標値の設定について（案）」（表3関係）に対して1件の意見が寄せられた。

④給水装置及び水道用資機材等の浸出性能基準等の改正については、「貿易の技術的障害に関する協定（TBT協定）」に基づきWTOへ通報し、平成25年9月23日から60日間（平成25年11月22日まで）加盟国からのコメントを受け付けたところ、各国より内容に関する質問・意見はなかった。

3. 今後の予定

1（1）に掲げる省令及び告示並びに（2）に掲げる通知等の改正を行い、いずれも平成26年4月1日から施行する。

【 3 - 2 】

健水発 1 0 2 5 第 1 号
平成 2 5 年 1 0 月 2 5 日

各 { 都道府県
市
特別区 } 水道行政担当部（局）長 殿
各厚生労働大臣認可 { 水道事業者
水道用水供給事業者 } 殿

厚生労働省健康局水道課長
（ 公 印 省 略 ）

健康危機管理の適正な実施並びに水道施設への被害情報及び水質事故等に関する情報の提供について

水道行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力を頂きお礼申し上げます。

厚生労働省では、かねてより「飲料水健康危機管理実施要領」（以下「実施要領」という。）を策定し、飲料水を原因とする国民の生命、健康の安全を脅かす事態に対して行われる健康被害の発生予防、拡大防止等の危機管理の適正を図ることとしており、「飲料水健康危機管理実施要領について」（平成 14 年 6 月 28 日健水発第 0628001 号厚生労働省健康局水道課長通知（以下「平成 14 年課長通知」という。)) により、危機管理の実施及び飲料水の水質異常などについて厚生労働省への報告をお願いしているところです。

また、「水道の断減水状況の報告について」（昭和 54 年 3 月 23 日付け環水第 39 号厚生省環境衛生局水道環境部長通知（以下「昭和 54 年部長通知」という。)) により、渇水、風水害、地震等による断減水状況についても、厚生労働省へ報告をお願いしているところです。

さらに、上記 2 つの通知等に基づき、「水道施設への被害情報及び水質事故等に関する情報の提供について」（平成 19 年 6 月 19 日付け厚生労働省健康局水道課事務連絡（以下「平成 19 年事務連絡」という。)) により、厚生労働省への報告様式や連絡方法を定めているところです。

今般、実施要領について所要の改正を行いましたので、送付します（別紙）。引き続き、下記 1. のとおり健康被害の発生予防、拡大防止等の危機管理の迅速かつ適正な実施を図られるようお願いいたします。また、引き続き厚生労働省において、水道施設への被害情報及び水質事故等に関する情報の収集を行いますので、下記 2. ～ 6. のとおり情報提供をお願いいたします。

また、貴都道府県におかれては、貴管下の都道府県知事認可の水道事業者及び

水道用水供給事業者（以下「水道事業者等」という。）に対して、本件を周知いただくようお願いいたします。

なお、平成 14 年課長通知及び平成 19 年事務連絡は廃止します。

記

1. 飲料水健康危機管理実施要領について

厚生労働省は、厚生労働行政分野全般に係わる国民の健康に係わる危機管理の基本的な枠組みとして、「厚生労働省健康危機管理基本指針」（以下「基本指針」という。）を策定し、この基本指針に基づき、飲料水を原因とする国民の生命、健康の安全を脅かす事態に対して行われる健康被害の発生予防、拡大防止等の危機管理の適正を図ることを目的として、厚生労働省が実施すべき要領を定めております。今般、基本指針の機能強化等を受け、情報伝達に関する手続きの明確化等につき実施要領の改正を行いました。

飲料水は国民の生命、健康に直結したものでありますので、貴職におかれても、実施要領をご参照の上、飲料水を原因とする国民の生命、健康の安全を脅かす事態が生じた場合の対応要領などを定め、又は再点検することなどにより、健康被害の発生予防、拡大防止等の危機管理の、より迅速かつ適正な実施を図られるようお願いいたします。

また、都道府県、市及び特別区におかれては、水道法による直接的な規制が適用されない小規模な水道、飲用井戸等についても、衛生の確保に万全を期されるようお願いいたします。

2. 自然災害による断減水等水道施設への被害が確認された場合の情報提供依頼

風水害、地震等の自然災害による断減水の状況については、昭和54年部長通知に基づき、報告をお願いしているところですが、風水害、地震等による断減水が発生した場合には、都道府県において、管内の水道事業者等の状況を取りまとめの上、以下のとおり各都道府県から厚生労働省健康局水道課あてに御報告をお願いいたします（大臣認可水道事業者等におかれては、各都道府県あて御報告をお願いいたします。）。なお、専用水道、簡易専用水道、飲料水供給施設の断水状況については、情報収集は不要です。ただし、情報を把握した場合は、各都道府県よりあわせて御報告をお願いいたします。

【情報提供をお願いしたいケース】

- ・地震により断水等の被害が生じた場合（地震により管内に震度 4 以上の地域がある都道府県は、水道施設への被害がない場合もその旨御報告をお願いいたします）
- ・豪雨により断水等の被害が生じた場合
- ・その他の自然災害（大雪、落雷に伴う停電、火山噴火等）により断水等の被害が生じた場合

【様式】

- ・別添1のとおり

【報告方法】

- ①水道課あてメールの送信 水道課メールアドレス：suidougijutsu@mhlw.go.jp
- ②メールを送った旨の連絡（水道課直通：03-3595-2368）
- ③連絡がつきにくい場合等はFAX（03-3503-7963）や緊急時用携帯電話メール等も併用してください。なお、休日・深夜等に大規模な断水被害が発生した場合は、上述の連絡方法に加え、以下の緊急時用携帯電話に連絡してください。

- ・水道課緊急時用携帯電話：090-2460-6993
- ・水道課緊急時用携帯電話メールアドレス：kikikenkou004@docomo.ne.jp

【担当】

水道課技術係（自然災害関係担当）

3. 渇水による断減水が発生した場合の情報提供依頼

渇水による断減水状況については、昭和54年部長通知に基づき、報告をお願いしているところですが、渇水による断減水が発生した場合には、各都道府県において、管内の水道事業者等の状況を取りまとめの上、以下のとおり各都道府県から厚生労働省健康局水道課あてに御報告をお願いします（大臣認可水道事業者等におかれては、各都道府県あて御報告をお願いします。）。なお、専用水道、簡易専用水道、飲料水供給施設の断水状況については、情報収集は不要です。ただし、情報を把握した場合は、各都道府県よりあわせて御報告をお願いします。

【情報提供をお願いしたいケース】

- ・渇水による断減水等が生じた場合（可能な限り減断水等が生じる前に連絡をお願いします。）

【様式】

- ・別添2のとおり

【報告方法】

- ①水道課あてメールの送信 水道課メールアドレス：suidougijutsu@mhlw.go.jp
- ②メールを送った旨の連絡（水道課直通：03-3595-2368）
- ③連絡がつきにくい場合等はFAX（03-3503-7963）や緊急時用携帯電話メール等も併用してください。

- ・水道課緊急時用携帯電話：090-2460-6993

- ・水道課緊急時用携帯電話メールアドレス：kikikenkou004@docomo.ne.jp

【担当】

水道課水道計画指導室（濁水による断減水担当）

4. 事故その他の原因による断減水が発生した場合の情報提供依頼

2. 及び3. に挙げた自然災害及び濁水によるものを除く、事故その他の原因による断減水が発生した場合には、以下のとおり、大臣認可水道事業者等におかれては厚生労働省健康局水道課あて直接御報告をお願いします。また、各都道府県におかれては、貴管下水道事業者等における事故その他の原因による断減水の発生状況を把握する体制整備を図り、断減水の発生を把握した場合には厚生労働省水道課あてに御報告をお願いします。

【情報提供をお願いしたいケース】

自然災害及び濁水以外の事故その他の原因による断減水等が生じた場合。例えば、以下のような事態が想定される。

- ・老朽化や道路工事等他工事に伴う配水管の破損事故による断減水等の被害。ただし、断減水等の影響世帯数が100戸を超えるもの
- ・水道施設の障害（例：機器故障、機器の操作ミス、停電、施設の破壊行為）等による断減水等の被害
- ・断減水被害が生じていなくても、社会的な影響が大きい事故等（例えば、道路陥没による通行止め、浄水場からの薬品流出事故、布設工事中のガス管損傷事故等で社会的な影響が大きいもの）
- ・断減水被害が生じていなくても、給水装置に係る重大な事故（クロスコネクション、水道水を汚染する恐れのある給水用具からの逆流事故、その他社会的な影響が大きい給水装置異常事例等）

[給水装置に係る重大な事故情報に関しては、各水道事業者については、自ら取得する情報に加え、指定給水装置工事事業者からも情報提供をお願いするなど、積極的な情報収集体制を構築しておくこと。]

【様式】

- ・様式自由（様式例：別添3のとおり）

【報告方法】

- ①水道課あてメールの送信 水道課メールアドレス：suidougijutsu@mhlw.go.jp
- ②メールを送った旨の連絡（水道課直通：03-3595-2368）
- ③連絡が付きにくい場合等はFAX（03-3503-7963）や緊急時用携帯電話メール等も併用してください。なお、休日・深夜等に事故等により大規模な断水被害（広範囲に断水が生じ、復旧まで数日かかるもの）が発生した場合は、上述の連絡方法に加え、以下の緊急時用携帯電話に連絡してください。

- ・水道課緊急時用携帯電話： 090-2460-6993
- ・水道課緊急時用携帯電話メールアドレス：kikikenkou004@docomo.ne.jp

【担当】

水道課水道計画指導室（事故等による断減水担当）
水道課給水装置係（給水装置に関する事故担当）

5. 健康に影響を及ぼす（おそれのある）水質事故の発生が確認された場合の情報提供依頼

飲料水の水質異常などの情報については、平成14年課長通知に基づき、連絡をお願いしていたところですが、今後は本通知に基づき、引き続き御報告をお願いします。

水道原水又は水道（小規模水道を含む。）及び飲用井戸等から供給される飲料水について、水質異常の情報を把握した場合には、以下のとおり各都道府県（市・特別区含む）から、直ちに厚生労働省健康局水道課あて御報告をお願いします。また、大臣認可水道事業者等におかれては、水道原水又は水道水について、水質異常の情報を把握した場合には、厚生労働省健康局水道課あて直接御報告をお願いします。

なお、市、特別区、大臣認可水道事業者等におかれては、水質事故の影響が広域に及ぶ場合は、各都道府県あてにもあわせて御報告をお願いします。

【情報提供をお願いしたいケース】

次の事象のいずれかが原因となって、国民の生命、健康の安全を脅かす事態が生じている又は生ずるおそれがある場合

- ・水道事業、水道用水供給事業又は専用水道に係る水道原水水質の異常
- ・水道施設又は簡易専用水道における事故
- ・飲料水を原因とする食中毒又は感染症の発生
- ・水道法による認可等の規制が直接及ばない小規模水道や飲用井戸等における水質異常
- ・水道原水又は水道（小規模水道を含む。）及び飲用井戸等から供給される飲料水におけるクリプトスポリジウム等の塩素処理に耐性を有する病原生物の検出情報

なお、次の事象に該当する場合は、漏れなく、厚生労働省健康局水道課あて御連絡をお願いします。

- ①浄水の遊離残留塩素が0.1mg/L未満となった場合
- ②一般細菌、大腸菌、シアン化物イオン及び塩化シアン、水銀及びその化合物のいずれかについて、基準を超えている場合
- ③水質基準省令の表中1の項から30の項までの上欄に掲げる事項のうち上記②に示した項目を除いた項目について、基準値超過が継続すると見込まれる場合
- ④その他、これらに準ずる水質異常が発生した場合（例：水質管理目標設定の目

標値超過が継続すると見込まれた場合等)

【様式】

- ・別添4のとおり
- ・必要に応じ、水質検査結果、浄水場と検査地点の位置を表した地図、水道システムのフローチャート、報道提供資料等があれば併せて送付をお願いします。

【連絡方法】

- ①水道課あてメールの送信 水道課メールアドレス： suidougijutsu@mhlw.go.jp
- ②メールを送った旨の連絡（水道課直通：03-3595-2368）
- ③連絡が付きにくい場合等はFAX（03-3503-7963）や緊急時用携帯電話メール等も併用してください。なお、休日・深夜等に大規模・重大な水質事故が発生した場合は、上述の連絡方法に加え、以下の緊急時用携帯電話に連絡してください。

- ・水道課緊急時用携帯電話： 090-2460-6993
- ・水道課緊急時用携帯電話メールアドレス： kikikenkou004@docomo.ne.jp

【担当】

水道課水道水質管理室（水質事故関係担当）

6. 断減水及び水質事故発生事態以外で御連絡をお願いしたい場合

(1) 水道に対するテロが発生した場合

水道に対するテロの発生に係る対応については、「国内でのテロ事件発生に係る対応について」（平成18年10月17日事務連絡）により、危機管理の対応についてお願いしているところです。

テロ等により、断減水が発生した場合は上記4. に従って、水質異常が発生した場合は上記5. に従って、必要な措置をとられるようお願いいたします。

また、断減水又は水質異常の発生がない場合であっても、水道に対するテロ（例：毒物混入未遂、水道施設破壊等）があった場合には、以下のとおり、大臣認可水道事業者等におかれては厚生労働省健康局水道課あて直接御報告をお願いします。また、各都道府県におかれては、貴管下水道事業者等におけるテロの発生状況を把握する体制整備を図り、テロの発生を把握した場合には厚生労働省健康局水道課あてに御報告をお願いします。

【情報提供をお願いしたいケース】

- ・水道に対するテロが発生した場合

【様式】

- ・様式自由

【連絡方法】

- ①水道課あてメールの送信 水道課メールアドレス： suidougijutsu@mhlw.go.jp
- ②メールを送った旨の連絡（水道課直通：03-3595-2368）
- ③連絡が付きにくい場合等はFAX（03-3503-7963）や緊急時用携帯電話メール等も併用してください。なお、休日・深夜等に重大なテロ行為が発生した場合は、上述の連絡方法に加え、以下の緊急時用携帯電話に連絡してください。

- ・水道課緊急時用携帯電話：090-2460-6993
- ・水道課緊急時用携帯電話メールアドレス：kikikenkou004@docomo.ne.jp

【担当】

水道課技術係（テロ関係担当）

（2）水道における情報システム障害等が発生した場合

水道分野における情報セキュリティ対策の実施については、「水道分野における情報セキュリティガイドライン（第3版）の送付について」（平成25年6月3日健水発0603第2号及び同第3号厚生労働省健康局水道課長通知）によりお願いしているところです。

情報システム障害、サイバー攻撃等により、断減水が発生した場合は上記4.に従って、水質異常が発生した場合は上記5.に従って、必要な措置をとられるようお願いいたします。

また、断減水又は水質異常の発生がない場合であっても、重大な情報システム障害が発生した場合には、以下のとおり、大臣認可水道事業者等におかれては厚生労働省健康局水道課あて直接御報告をお願いいたします。また、各都道府県におかれては、貴管下水道事業者等における情報システム障害の発生状況を把握する体制整備を図り、重大な情報システム障害の発生を把握した場合には厚生労働省健康局水道課あてに御報告をお願いいたします。

【情報提供をお願いしたいケース】

- ・ITの機能不全により、断減水、水質異常又は重大な情報システム障害（システム停止に伴う給水への影響が大きい制御システム（浄水場の監視制御システム、ポンプ場の運転システム、水運用システム等）の障害）が発生した場合

【様式】

- ・様式自由

【連絡方法】

- ①水道課あてメールの送信 水道課メールアドレス： suidougijutsu@mhlw.go.jp
- ②メールを送った旨の連絡（水道課直通：03-3595-2368）
- ③連絡が付きにくい場合等はFAX（03-3503-7963）や緊急時用携

帯電話メール等も併用してください。なお、休日・深夜等に重大な情報システム障害が発生した場合は、上述の連絡方法に加え、以下の緊急時用携帯電話に連絡してください。

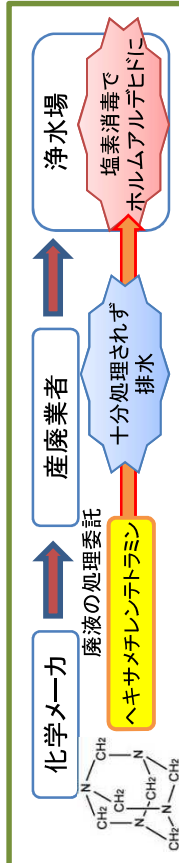
- 水道課緊急時用携帯電話： 090-2460-6993
- 水道課緊急時用携帯電話メールアドレス：kikikenkou004@docomo.ne.jp

【担当】

水道課技術係（情報システム障害関係担当）

1. 水質事故の概要

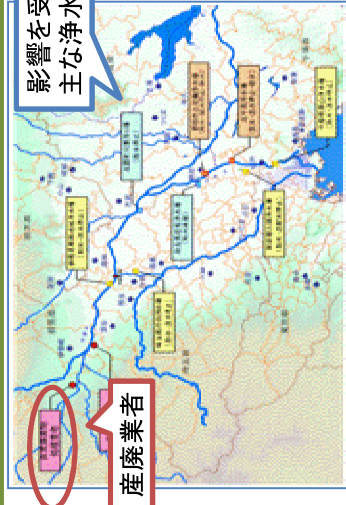
- 平成24年5月中旬、利根川水系の浄水場でホルムアルデヒドが水道水質基準値を超えて検出
- 1都4県6浄水場で取水停止、千葉県内5市(36万戸87万人)で断水



2. 浄水施設での対応が困難な物質の抽出

- ホルムアルデヒド前駆物質
 - ヘキサメチレンテトラミン、1,1-ジメチルヒドラジン、トリメチルアミン 等
- ホルムアルデヒド以外の消毒副生成物前駆物質
 - トリエチルアミン、臭化物、4,4'-ヘキサメチレンビス(1,1-ジメチルセミカルバジド) 等
- 過去に水質事故原因となった未規制物質
 - 過塩素酸、ナフタレン、有機スズ化合物、ウラン、セメント灰汁 等

原水への流入防止が求められる物質として関係行政機関等に提示



3. 水質事故に備えた水道における対策のあり方

排出側での管理促進

- 水道水の給水に支障を及ぼすような物質を取り扱う事業者は、当該物質を適切に管理
- 事故原因者は、万一流出してしまった場合には、速やかに情報伝達
- 国は、事業場での注意が求められる物質について情報を整理し、広く提供
- 水道事業者は、排出側における未然防止対策が講じられるよう、情報提供し、関係者と連携

水道側の水質事故への対応能力の向上

- (1) 実働的なマニュアルの整備と定期的な訓練を通じた見直しの実施、事故時の関係者間の情報共有の改善等による、水質事故発生時に備えた体制整備
- (2) 水安全計画の手法等を活用した、流域内の関係者が連携するマッピング等による効果的な水源のリスク把握の強化
- (3) 流域の事業者、環境部局、研究機関等と連携した効果的な水源監視・原因究明体制の強化
- (4) 水源のリスクに照らして現状の処理施設の能力について検証し、必要に応じ高度浄水処理施設等の整備による対応能力の強化
- (5) 配水池等調整容量や予備水源の確保、排出源の下水道接続や取水地点の移動等の影響緩和措置による対応能力の強化

水質事故への未然防止対策を講じつつ水質事故は発生し得るとの前提に立ち給水への影響を最小化する備えが必要

今後の検討事項

- (1) 短期的な水質異常時の摂取制限による給水継続の考え方を整理
- (2) 一般には水道水での検出実績が少ない有害物質の水質管理上の取扱いを検討
- (3) 多様な汚染物質の環境中の挙動や浄水処理による分解、生成等に係る調査研究を推進、事故対応の現場に即した迅速かつ効果的な検査方法の開発を促進